

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月22日
【事業年度】	第11期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社ソケット
【英訳名】	Sockets Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦部 浩司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部長 宮木 公平
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号
【電話番号】	03-5785-5518
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画管理本部長 宮木 公平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成19年3月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月
売上高 (千円)	1,365,698	1,714,567	-	-	-
経常利益 (千円)	137,458	257,567	-	-	-
当期純利益 (千円)	72,743	140,878	-	-	-
包括利益 (千円)	-	-	-	-	-
純資産額 (千円)	334,008	474,919	-	-	-
総資産額 (千円)	765,264	903,259	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	180,058.41	256,021.50	-	-	-
1株当たり当期純利益金額 (円)	40,959.17	75,945.31	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	43.6	52.6	-	-	-
自己資本利益率 (%)	27.6	34.8	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	141,484	261,469	-	-	-
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	126,166	39,826	-	-	-
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	79,937	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	153,320	374,995	-	-	-
従業員数 (人)	36	50	-	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(10)	(7)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 当社は、第9期より連結財務諸表を作成しておりませんので連結に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は第9期まで非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、第9期まで当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は、第7期の連結財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期の連結財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成19年3月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月
売上高 (千円)	1,364,818	1,714,567	2,159,556	2,575,518	2,968,496
経常利益 (千円)	136,775	259,003	355,761	470,453	595,539
当期純利益 (千円)	72,149	135,322	195,300	259,680	335,008
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	124,700	124,700	124,700	378,712	385,647
発行済株式総数 (株)	1,855	1,855	927,500	2,106,000	2,163,200
純資産額 (千円)	339,597	474,919	670,220	1,440,030	1,782,739
総資産額 (千円)	770,853	903,259	1,141,807	1,939,051	2,378,986
1株当たり純資産額 (円)	183,071.46	256,021.50	722.61	682.78	821.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5.00 (2.50)
1株当たり当期純利益金額 (円)	40,624.63	72,950.04	210.57	123.59	156.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	108.39	141.47
自己資本比率 (%)	44.0	52.6	58.7	74.2	74.7
自己資本利益率 (%)	26.8	33.2	34.1	24.6	20.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	18.0	11.0
配当性向 (%)	-	-	-	-	3.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	44,402	492,811	496,560
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	109,677	282,396	462,398
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	503,165	3,376
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	309,720	1,023,300	1,060,840
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	36 (10)	50 (7)	69 (16)	86 (20)	105 (18)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第11期の1株当たり配当額には、創立10周年記念配当2.5円を含んでおります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社株式は第9期まで非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、第9期まで当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書は、第7期及び第8期においては連結財務諸表として記載しております。

6. 当社は、第7期の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第8期及び第9期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。また、第10期の財務諸表より金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

7. 当社は、平成20年11月5日開催の取締役会決議に基づき、平成20年11月30日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。

8. 当社は、平成21年11月12日開催の取締役会決議に基づき、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

## 2【沿革】

年月	事項
平成12年6月	東京都港区港南において、携帯電話向け通信アプリケーションの開発及びサービスの提供を目的として、株式会社メディアソケットを設立（資本金50百万円）
平成12年8月	携帯電話向けサービスの提供を開始（注1）
平成13年3月	本社を東京都千代田区一番町に移転
平成14年12月	米国向け携帯電話アプリケーション開発・提供を目的とした、MEDIA SOCKET US, INC.を設立
平成15年9月	モバイルゲームアプリケーションの提供を開始
平成17年3月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成17年6月	KDDI株式会社へ携帯電話音楽検索サービス「聴かせて検索」をサービスアプリケーション・プリセットモデルにて提供（注2）
平成18年1月	KDDI株式会社の総合音楽サービス対応端末向けアプリケーションの開発、サーバー及びサービスの運営を開始
平成19年4月	米国向けサービスの終了により、MEDIA SOCKET US, INC.を清算
平成19年8月	商号を株式会社ソケットに変更
平成21年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成21年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモへ「コミック検索」の提供を開始
平成21年8月	本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷に移転
平成22年10月	楽天株式会社へ「メディア商品のナビゲーションサービス」の提供を開始

（注）1．携帯電話で、画像と音楽とテキストを同期したデータを送付するサービスを開発し、以降、主にKDDI株式会社や株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者を通じ、メールサービスを中心としたモバイルサービスを提供しております。

2．プリセットモデルとは、アプリケーションをユーザーが携帯電話端末購入後に、任意にダウンロードするのではなく、ソフトウェアが携帯電話端末の工場出荷時に既に搭載されていることを指します。ここでは、当社開発の音楽検索用のソフトウェアが、あらかじめ携帯電話に内蔵された状態で、提供されたことを指しております。

### 3【事業の内容】

当社は、主に携帯電話、スマートフォン及びPC向けのアプリケーションの開発、データベースの構築及びそれらを組み合わせたサービスの開発と提供を行っております。具体的には、音楽・映像・書籍・ゲーム等ジャンルに特化した専門検索サービス、商品・作品おすすめ紹介サービス及びストリーミング関連（インターネットを活用した放送型関連）サービスや、主に女性向けのコミュニケーションサービスを中心としたモバイルサービスを提供しております。サービスライン別では、主に通信事業者及びEC取引事業者との協力関係の下、ユーザーに対して専門検索サービス、商品おすすめ紹介サービス、ストリーミング（インターネットを活用した放送型）サービス及びデータベースの開発やサービス運営等を通じて提供する「B to B to C」モデルのメディアビジネスと、女性を中心としたユーザーに対して通信事業者の公式サイトを通じてモバイルサービスを提供する「B to C」モデルのコンテンツビジネスとになります。いずれにおいても、作品の情報及びユーザーの利用履歴等のデータベースを活用したサービス提供に特徴があります。

それらのより詳しい内容は、以下のとおりとなっております。

なお、当社は単一セグメントとしておりますので、サービスライン別に記載しております。

#### (1)メディアビジネスについて

当社のメディアビジネスにおける現在の主力サービスは、作品（音楽・映像・書籍・ゲーム等）に特化した携帯電話及びスマートフォン上での専門検索関連サービス、ストリーミング関連（インターネットを活用した放送型関連）サービスであります。「専門検索」とは、音楽や映像、書籍、ゲーム等の作品を知る・探す・購入するために最適化された検索サービスを指し、一般の総合検索サービスに比べてその情報量は限られるものの、「作品情報中心」（提供する情報を、例えば音楽であればアーティスト名・曲調・シリーズ等の作品を特徴づけるデータに絞っていること）とした情報整理により、ユーザーが音楽や映像、書籍、ゲーム等の購買やレコメンド（おすすめ）情報を、より分かりやすく、簡単にかつジャンル横断的に知ることを可能とします。また、ユーザーが興味を持った作品を購入するためのサイトに誘導し、結果として購入率が高まるという特徴があります。

当社の専門検索関連サービスは、現在、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対して、ストリーミング関連（インターネットを活用した放送型関連）サービスは、KDDI株式会社に対して提供しており、ユーザーに対しては両社を通じたサービスとして提供されています。

当社が現在提供している主なサービスには以下のものがあります。

主要サービス (サービス開始年月)	内容
音楽検索サービス (平成18年1月)	音楽作品を対象とした音楽専門検索サービスです。アーティスト、曲名、歌詞のみならず、ユーザーの気分、曲調、イメージ、楽器、声質、奏法等独自で定義した作品メタデータ（作品に付随する情報や特徴づけ）を活用したフリーワード等の多様な検索機能とデジタルコンテンツを含め簡単な購入導線が特徴です。また、アプリケーションによる音声データの取り込み等携帯電話及びスマートフォンの内部機能を利用した検索機能等を実現しています。
映像検索サービス (平成20年6月)	映画作品を中心とした映像専門検索サービスです。映画のシリーズ情報等、音楽同様に多様な作品メタデータを活用した検索機能が特徴です。
書籍検索サービス (平成20年10月)	電子書籍及び一般書籍を対象とした専門検索サービスです。独自で定義しているコミックや小説、写真集といったデジタルコンテンツのメタデータを利用した作品の特徴情報を定性的・定量的に網羅しているのが特徴です。また、アプリケーションによる閲覧データの取り込み等携帯電話及びスマートフォンの内部機能を利用した検索機能等を実現しています。
ストリーミング 音楽放送サービス (平成23年1月)	インターネットを活用した放送型サービスです。エリアに制限されることなくFMラジオ放送が全国どこでも楽しめたり、ライブ配信等の音楽映像チャンネルなどストリーミングで楽しむことができるストリーミングプラットフォームサービスです。現在、通信会社との協業により提供しています。 また、音楽検索・配信技術や放送データ表示を含むコンテンツデータ関連技術、スマートフォンアプリケーションの開発技術を活用してサービスを実現しています。

これらは、主に、以下の要素で構成されています。

#### サービスを実現するための携帯電話及びスマートフォン端末へのアプリケーションの開発

当社は、当該サービスに必要な携帯電話及びスマートフォン端末側での検索・通信・再生アプリケーション等のソフトウェアの開発を行っており、これらのアプリケーションを「メディアサービスアプリケーション(MSAP)」と総称しております。「メディアサービスアプリケーション」は、携帯電話及びスマートフォン上で音楽・映像等の作品を検索・再生するだけでなく、通信機能を活用して、検索・再生しながらアーティストのプロフィール、楽曲のレビュー(紹介)データ、歌詞、コンサートチケット情報等の関連情報を取得することができます。

これに係る収入は、通信事業者やメディアサービス企業からの開発収入であり、アプリケーション開発に関する対価になります。案件毎に内容や規模に応じて決定します。

#### 音楽や映像等の作品(コンテンツ)とユーザープロファイル(ユーザーの作品検索履歴等)に特化したデータベースの構築・運用

当社では、専門検索サービス、商品・作品おすすめ紹介サービス及びストリーミング関連(インターネットを活用した放送型関連)サービスのためのデータベースの構築・運用を行っており、当該データベース及びその関連機能を総称して「メディアサービスデータベース」(MSDB)(注1)と呼称しています。MSDBには、ひとつの作品を様々な角度(要素)から検索したり、テーマ性をもったジャンル横断型レコメンド情報サービスが可能となるメタデータを蓄積しているほか、ユーザーの検索履歴及びその解析データをユーザープロファイルのデータベースとして蓄積しています。

MSDBを利用することで、個々のユーザーに対する情報提供(検索結果、レコメンド情報等)を可能としています。

これに係る収入は、主に通信事業者(現在はKDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)からのライセンス収入があります。

#### データベースとストリーミングを活用して実現するサービスの提供・運用・保守

当社では、上述のアプリケーションやデータベースを活用し、専門検索やストリーミング関連(インターネットを活用した放送型関連)を中心としたサービスの開発、運営・保守を行っております。このアプリケーション開発やサーバー等のインフラ開発そしてデータベースの構築、サービスの開発・運営までを全て当社1社にて提供できる点が特徴であります。

これに係る収入は、通信事業者からの開発収入、運用・保守収入、視聴数等に応じて決定する広告収入などがあります。

#### (注1)「MSDB」(メディアサービスデータベース)

MSDBは、以下の要素にて構成されております。

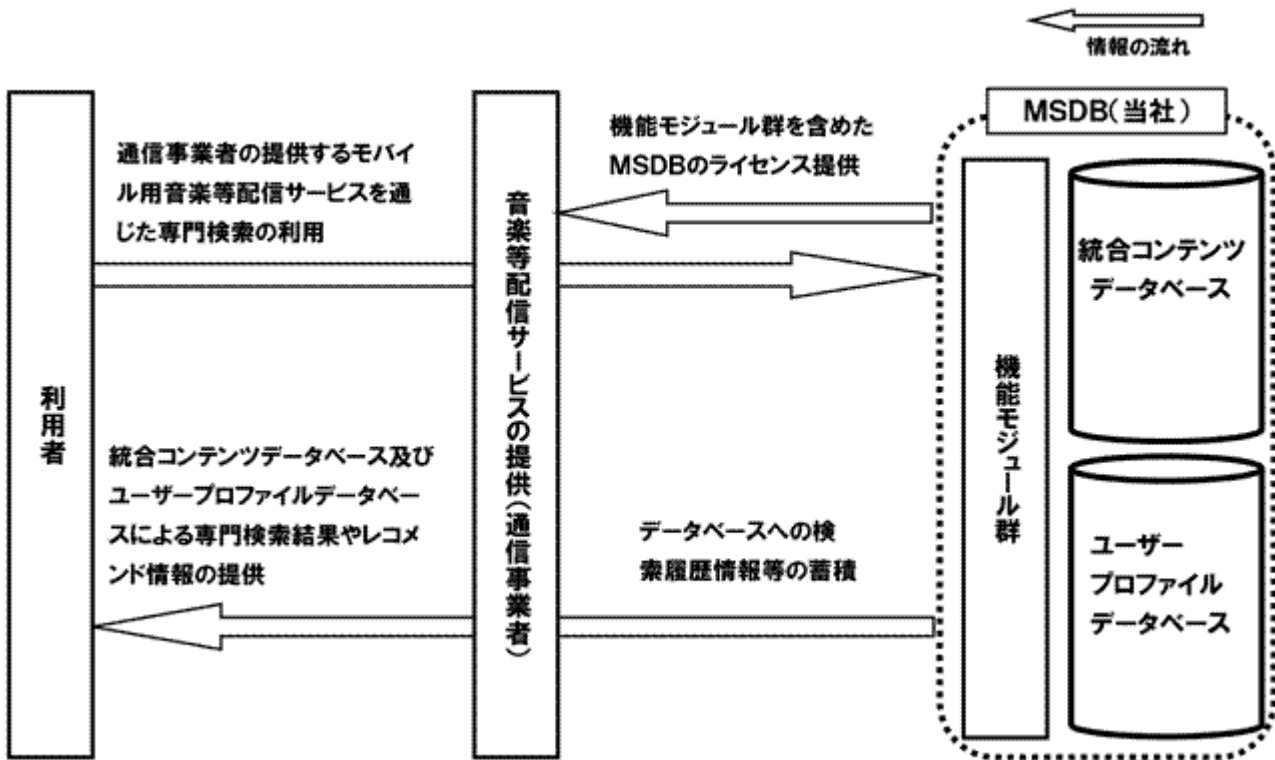
1. 音楽・映像・書籍・ゲーム等の作品(コンテンツ)のメタデータを、当社独自ID(作品毎の固有識別コード)である「MSID」で整理した「統合コンテンツデータベース」
2. 当社開発のアプリケーションやウェブブラウザを通じた検索機能やレコメンド機能、広告機能等を実現するための「機能モジュール群」
3. サービス利用履歴の蓄積・解析による「ユーザープロファイルデータベース」

以上によって構成された音楽・映像等の作品を検索やレコメンド(おすすめ)などでユーザーに紹介するサービスのためのサーバー側フレームワークの総称であり、当社のMSDBをライセンス提供することにより、通信事業者やサービスプロバイダーは、既に保有している様々な音楽・映像関連の作品(コンテンツ)の多様で細かい検索やジャンル横断可能なレコメンド等、提供するサービスを多機能化することが可能となります。

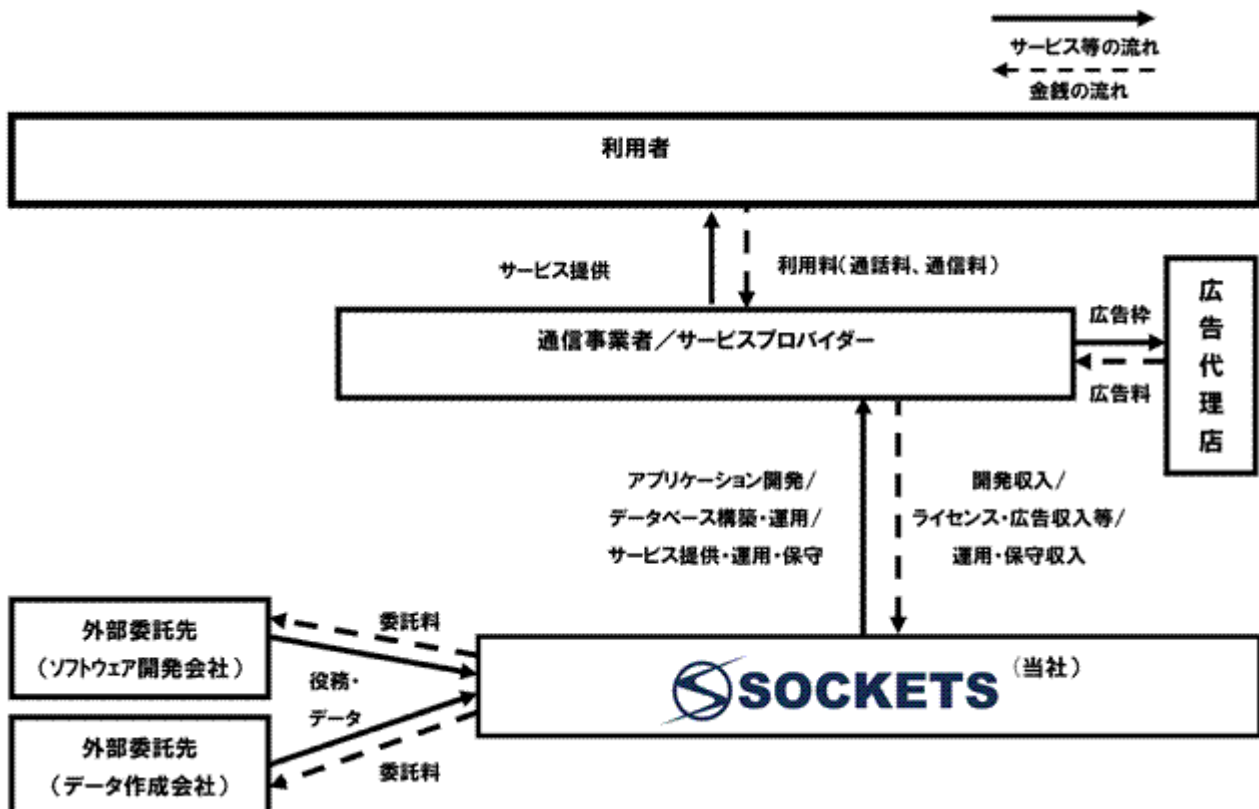
また作品のパッケージ流通のみならず、インターネット配信への最適化及び作品専門検索に最適化している仕組みとなっております。

4. APIの提供等、マルチサービス、マルチデバイスへの展開と、特定のサービスに依存しないための仕組みとしてサービス基盤であるコア部分とインターフェース側部分をより意識した構成となっております。
5. ユーザーが通信事業者等の提供するサービスを利用する際の、ユーザーと当社MSDBの関係をイメージ図にすると以下ようになります。

[ユーザーと当社MSDBの関係図]



[メディアビジネスにおける事業系統図]



(2)コンテンツビジネスについて

当社のコンテンツビジネスは、主に携帯電話及びスマートフォン向けのモバイルサービスの開発・提供等を行っています。主なサービスとしては、20歳代～30歳代前半の女性ユーザーをメインターゲットとして有料にて提供している「デコガール」等があります。当社が提供する主なサービスは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのiモード、KDDI株式会社のEZweb、ソフトバンクモバイル株式会社のYahoo!ケータイの有料公式コンテンツとして提供されています。ユーザーへの課金、情報料の回収代行は各通信事業者が行っており、当社は各通信事業者へ回収代行手数料を支払っております。

「デコガール」

20歳代～30歳代前半の女性ユーザーをメインターゲットとして有料にて提供しているモバイルサービスです。主力サービスである携帯電話のメール素材の提供（メールサービス）に加えて、電子書籍、医療情報、音楽、占い、ニュース、料理情報、ファッション情報等を提供することによる「女性向けライフスタイルサポートサービス」（注2）を目指しております。

「デコガール」サービスの特徴は、メインターゲットのユーザーの嗜好性に特化したキャラクターを中心としたサイトデザイン、コンテンツや情報を網羅したサイト構成により、特定層（20歳代～30歳代前半の女性）のユーザーベースの情報を保有している点にあります。また、MSDBを活用してユーザー会員の嗜好に合致したコンテンツ及び情報を提供する仕組みを採用していることであります。

本サービスの現在の主な収益モデルは、月額有料会員から徴収するサービス毎の月額利用料収入であります。電子書籍等一部のサービスにおいてはダウンロード毎に利用料を徴収する個別課金となっております。個別課金はコンテンツ毎に料金が異なります。

コンテンツビジネスにおける主要サービスの概要は以下のとおりとなっております。

サービス名（サービス開始年月）	内容	料金（税抜）
デコガール（平成17年10月）	メール素材の提供	月額200円
デコガールBOOKS（平成19年8月）	電子書籍の提供	1コンテンツ20円～700円
デコガールクリニック（平成21年7月）	医療情報の提供	月額150円

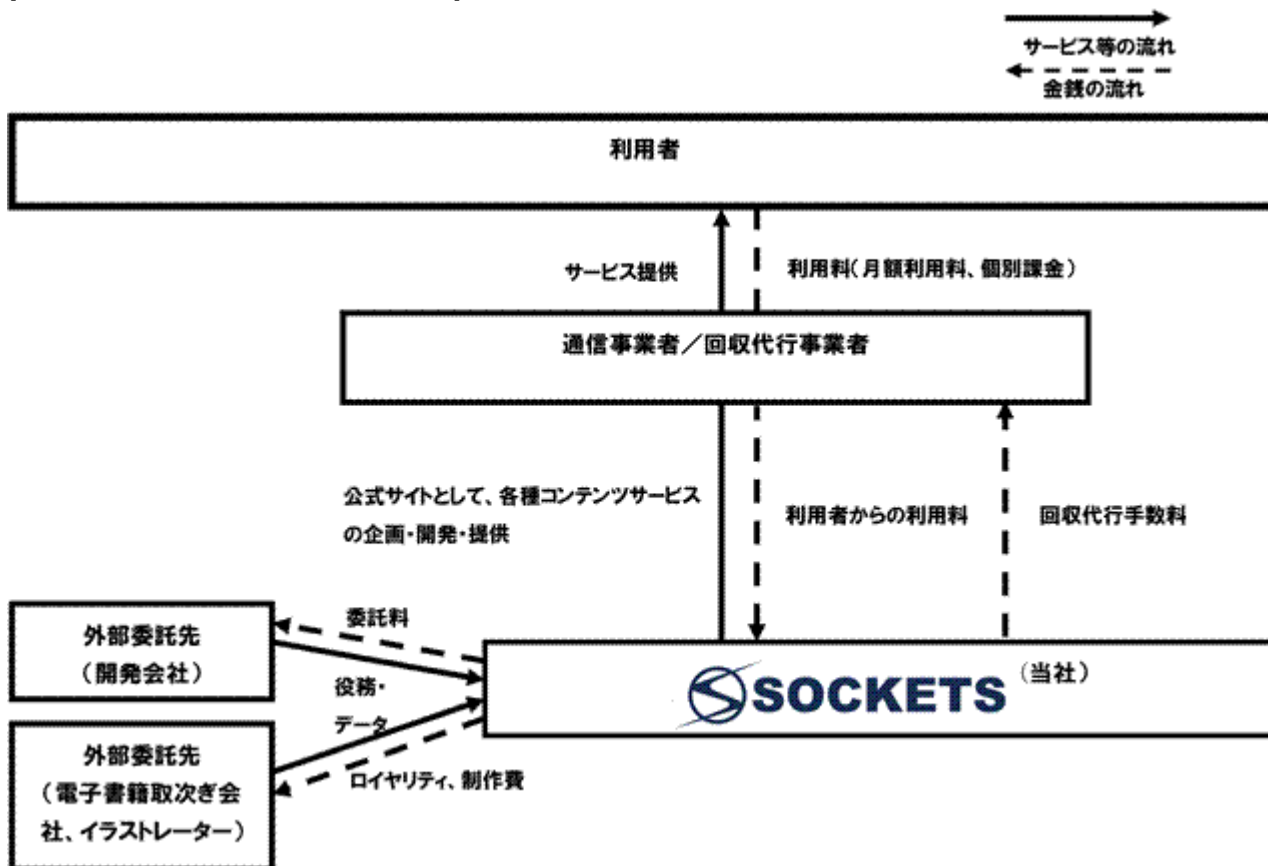
平成23年5月末時点の料金を記載しております。

（注2）「女性向けライフスタイルサポートサービス」

携帯電話を最大限活用し、女性ユーザー自らの嗜好を中心としたコミュニケーションサービスを軸に、女性ユーザーの1日の生活シーンのあらゆる場面で役に立つサービスや機能の提供を行うこと。



[コンテンツビジネスにおける事業系統図]



#### 4【関係会社の状況】

当社の関連会社は1社となっております。  
(注)重要性に乏しいため、社数のみ記載しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

当社は、単一セグメントであるため、セグメント区分別の従業員数は記載しておりません。

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
105(18)	32.5	2.7	5,661

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数が当期中において19名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う新規採用によるものであります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、アジアを中心とした新興国の成長及び経済対策により一部では、回復の兆しは見えるものの、継続する雇用不安、欧州の財政問題等による急激な円高及び株安、そして事業年度末に発生した東日本大震災により依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような経済環境の中、現在の当社主要事業領域である国内携帯電話関連市場においては、国内携帯電話加入契約数が1億1,953万台（平成23年3月31日現在）となり、直近では前月比微増となっております。（注1）

一方、iPhone及びAndroidなどスマートフォン端末の急速な拡大に伴い端末販売台数は前年比6.8%増の3,615万台（注2）となり、今後もさらに増加が見込まれることから、通信事業者間においては、より魅力的なスマートフォン及びメディアタブレット端末等の投入やARPU向上のみならず新たな収益源の獲得を焦点とした新しいサービス及びアプリケーションの開発・提供と各社特色を打ち出した施策はより活性化すると予想され、インターネットに繋がる携帯電話という国内で1億台、世界で50億台を超える巨大なサービスプラットフォーム及び関連市場は、今後、一層の拡大が予想されます。

また、スマートフォンを含む多種多様な携帯電話端末の高性能化に加え、次世代（3.9G/LTE）の高速移動通信サービスも開始され、インターネットやモバイルを活用したサービスを取り巻く環境は、放送、通信、音楽及び出版等の各業界間での連携が進んでおり、今後さらに音楽、映像、電子書籍などのコンテンツ関連市場及びインターネット関連市場の成長やそれによってインターネット上の流通する大量の情報の整理、ナビゲーション（情報、サービス、コンテンツ、作品のインターネット上における案内）の必要性も期待されます。

インターネットが今以上生活に密着し、コンテンツ及び情報の流通経路やビジネスモデルが多様化され、携帯電話やスマートフォンのみならず高速移動通信サービス対応端末の広がりによって収益機会の増加も予想されます。

（注1） 社団法人電気通信事業者協会のデータに拠っております。

（注2） IDC Japan株式会社のデータに拠っております。

このような環境のもと当社は、人に新たな気づきやきっかけの機会を創るという「人の気持ちをつなぐ」事業コンセプトを引き続き音楽・映像・書籍・ゲーム分野における専門検索サービス及び商品・作品おすすめ紹介（レコメンド）サービスそしてサービスを実現するための関連データベース及びアプリケーションの開発に注力してまいりました。また、当事業年度からスマートフォン、メディアタブレット端末及びPC等へとサービス提供対象端末の展開にも積極的に取り組み、携帯電話及びスマートフォン上での音楽や電子書籍関連のサービスアプリケーションの開発や地域に限定されない全国のFM放送が聴けるストリーミング（インターネットを活用した放送型）サービスにおける関連データベース、アプリケーション、プラットフォーム開発及びサービス運営等の提供にも注力してまいりました。

売上高においては、サービスライン別としてBtoBtoCモデルであるメディアビジネスが、音楽・映像・書籍・ゲーム関連の専門検索サービスや横断的なクロスメディア検索は順調に推移しており、専門検索関連サービスの拡大に伴うライセンス・広告収入の増加及びストリーミング（インターネットを活用した放送型）サービスにおける開発並びにサービス運営等、順調に拡大し、前事業年度比34.2%増の2,385,713千円となっております。

BtoCモデルであるコンテンツビジネスは、「デコガール」を中心とした若年層の女性ユーザー向け情報提供サービスによる売上が計上された一方、従来提供を行っていた携帯電話向け有料ゲーム及び有料サービスの統廃合や配信タイトルの見直し等により、結果、前事業年度比26.9%減の582,783千円となりました。

売上原価においては、新規開発等の売上増加に伴い前事業年度比16.1%増の1,721,069千円となり、販売費及び一般管理費においては、引き続き経営管理体制の強化及び費用の効率的執行に努める一方、営業提案活動の強化及び携帯電話・スマートフォン上でのストリーミング関連（インターネットを活用した放送型関連）の研究開発への取り組みにより、前事業年度比4.8%増の651,736千円となりました。

特別損益においては、コンテンツビジネスにて提供するメール素材の商標や画像に関する知的財産権の侵害に伴う受取和解金として特別利益1,100千円の計上、コンテンツビジネスにおける有料情報サービスの一部中止に伴う固定資産除却損及び減損損失など特別損失5,092千円の計上となりました。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,968,496千円（前事業年度比15.3%増）、営業利益は595,690千円（同26.6%増）、経常利益は595,539千円（同26.6%増）、当期純利益は335,008千円（同29.0%増）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ、37,539千円増加し、1,060,840千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、496,560千円(前事業年度比0.8%増)となりました。主な収入要因としては、税引前当期純利益591,547千円及び減価償却費98,324千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、売上債権の増加32,628千円及び法人税等の支払額256,499千円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、462,398千円(同63.7%増)となりました。主な支出要因としては、自社サービス用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得414,796千円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、3,376千円(同99.3%減)となりました。主な収入要因としては、新株予約権等の行使に伴う株式発行による収入10,110千円がありました。一方で、主な支出要因としては、中間配当に伴う配当金の支払額5,298千円がありました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。

### (2) 受注状況

当社は、受注生産を行っていませんので、受注実績の記載はしていません。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績において、当社は単一セグメントとしているため、サービスライン別に示すと次のとおりであります。

名称	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	前期同期比(%)
メディアビジネス	2,385,713	134.2
コンテンツビジネス	582,783	73.1
合計	2,968,496	115.3

(注) 1. 当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

なお、KDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

相手先	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	1,922,931	74.7	2,438,668	82.2
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	526,352	20.4	430,690	14.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

携帯電話、スマートフォン及びインターネット関連の技術進化、ユーザー嗜好の変化、他分野の事業会社の新規参入及び新しいサービスの増加等、変化の激しい事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処してまいります。

### (1) 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力やサービス企画力及びサービス制作・運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ、事業規模を拡大させていくために優秀な人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、専任者を設ける等採用体制の強化、教育・育成、研修制度(新入社員向け、中堅社員向け、管理職向け)、人事評価制度の充実等の各種施策を進める方針であります。

### (2) 開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛ける携帯電話、スマートフォン及びPC向けを中心としたアプリケーション、データベース及びサービスは端末機能等と密接に結びついていることから、開発内容が複雑化する傾向があります。また、通信事業者等顧客が開発スピードのさらなる向上や開発コストの軽減を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力

の強化が必要となります。

このため、当社では企画営業部門と開発部門の組織体制の見直し、外部検証専門会社の活用等及び専任の品質管理者の選任・拡充等を行う等、開発管理体制を強化する方針であります。

### (3)収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、利用料収入（月額課金、個別課金）モデル、開発収入モデル、運営収入モデル、ライセンス・広告収入モデル等であります。しかしながら、昨今のスマートフォンの急速な普及により、携帯電話関連市場における各種無料サービスの広がりや、インターネットサービスとのより一層の連携等により、従来の携帯電話関連サービスのビジネスモデルは、大きな変化の時期を迎えております。

このため、当社では、従来の上記収入モデルに加え、自社サービス運営から派生する新たな収入モデルへの取り組みを進めております。

### (4)内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体及び職務権限の見直しや各種委員会の設置等、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

### (5)インターネット関連技術・サービス等他企業との連携

今後、携帯電話、スマートフォン及びPC等における国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合していくことと予想され、当社は、この流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社では、データベースやアプリケーション開発を通じ、引き続き、通信事業者、デバイス（通信機器）メーカーやインターネット関連企業及びサービス提供企業との連携や著作権元との調整等アグリゲーション力を強化していく方針であります。

## 4【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態及び株価に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について次のとおり記載しております。なお、以下の記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

### (1)事業環境について

#### インターネットに関する技術及びサービスの変化

当社は、携帯電話、スマートフォン及びPCを含むインターネット関連技術に基づいて事業を展開しております。インターネット関連業界では、新技術や新サービスが相次いで開発されており、また当社が属する携帯電話関連業界におきましては、技術及び顧客ニーズ等の変化の速度が速いという特徴があります。

このため、当社は積極的な研究開発を推進して、新たな技術やサービスの開発を進めております。しかし、研究開発の遅れ、顧客ニーズの見誤りや優秀な人材の確保の遅れ等により市場の変化に合った技術革新のスピードに適切に対応できない場合には、当社の技術及びサービスが陳腐化し競争力が低下することが考えられ、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

当社に関連した分野においては、通信速度の高速化、携帯電話及びスマートフォン端末の高機能化、作品（コンテンツ）の流通経路及び流通量の増加を背景として、携帯電話及びスマートフォン等のモバイル端末用アプリケーション及びシステム開発を手掛ける企業が、当社以外にも存在しております。また、モバイルインターネットにおける通信速度の更なる高速化や開発環境のオープン化の流れも受け、今後ますます新規参入企業が増加することが予想されます。

当社では、アプリケーションとサービスデータベースを連携させるビジネスモデルの構築をより強化し、他企業との差別化を図っております。また、同時に、サービスに関連する企画・開発・運用を一貫して行うことによって、サービスの質を確保するとともに、新規サービスの提供や新機能の実装を、効率的に実現しております。しかしながら、競合会社が当社を上回る開発スピードやサービスの質を実現した場合、当社のメディアビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社のコンテンツ配信においても、ソーシャルゲーム運営企業に代表される多数の競合会社が既に存在し、今後も有料あるいは無料コンテンツを配信する有力な競合他社が登場してくる可能性があります。当社は、引き続きユーザーのニーズを汲んだより魅力あるコンテンツを配信し、メディアビジネスで培ったスト

リーミング技術等とMSDBをより活用した従来のコンテンツの枠を超えた新たな付加価値を提供していく方針ですが、競合会社が当社を上回る魅力のあるサービスを提供した場合、あるいは価格競争が激化した場合には、当社会員の減少等により当社のコンテンツビジネスにおける事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の取引先への依存について

当社の最近2事業年度における全社売上高に占めるKDDI株式会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの割合は、下表のとおり高い水準にあります。KDDI株式会社に対してはサービス開発・運営、アプリケーション開発、データベースの運用・保守等のメディアビジネスでの売上及びコンテンツビジネスでの売上を、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対しては主にコンテンツビジネスでの売上を計上しております。現状のメディアビジネスでは、主にKDDI株式会社向けにサービスや機能を提供し、同社を通じてユーザーに提供しており、同社の事業方針や意向が当社に与える影響は大きくなっております。なお、両社に対する販売実績は、各通信事業者の情報料回収代行サービスを利用して、ユーザーに有料情報サービスを提供するものが含まれております。

現状においては、これら主要販売先と良好な取引関係の維持に努めるとともにPC向け商品・作品おすすり紹介サービス等新たな提供先との取組みを進めておりますが、何らかの要因による取引関係の悪化による契約解除となった場合、あるいはインターネット接続サービスに関する主要販売先の事業方針変更等があった場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	売上高(千円)	全社売上高に占める割合(%)	売上高(千円)	全社売上高に占める割合(%)
KDDI株式会社	1,922,931	74.7	2,438,668	82.2
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	526,352	20.4	430,690	14.5

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 売上計上の下半期偏重について

当社のメディアビジネスにおける主な販売先である通信事業者との取引は、通常冬から春にかけて新機種や新サービスがリリースされるケースが多いため、契約締結及びサービス提供や検収が10月以降の下半期に偏る傾向があります。それにとともに、メディアビジネスにおける売上も下半期に集中する傾向があります。このため、通信事業者との取引において何らかの理由で、新しいサービス提供開始時期が遅延した場合、当該事業年度の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	売上高（百万円）			売上総利益（百万円）		
	上期	下期	通期	上期	下期	通期
平成22年3月期	1,198 (46.5%)	1,377 (53.5%)	2,575 (100.0%)	496 (45.5%)	595 (54.5%)	1,092 (100.0%)
平成23年3月期	1,174 (39.6%)	1,794 (60.4%)	2,968 (100.0%)	540 (43.3%)	707 (56.7%)	1,247 (100.0%)

（注）表中の（ ）の数値は、上期、下期の構成比を記載しております。

## コンテンツビジネスにおける売掛金の回収について

当社のコンテンツビジネスにおいては、各通信事業者との契約に基づく情報料回収代行サービスを利用しており、エンドユーザーからの情報料回収を各通信事業者に依存しております。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社との契約では、情報料回収事業者が、自らの責任に抛らず情報料を回収できない場合には、当社へその旨を通知することによって情報料回収代行義務が免責されることとなっております。

このため、当社では、これらの回収不能額について、過去の回収実績等から算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しておりますが、今後、各通信事業者との取引関係の悪化やユーザーの利用料支払い状況の悪化等何らかの原因で未回収額が増加した場合、貸倒引当金を超える損失を計上することとなり、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

## （2）事業内容について

## コンテンツビジネスにおける会員の獲得について

当社のコンテンツビジネスにおける主要な収入は、会員となったユーザーからの課金収入であります。運営するサイトの新規会員の獲得や既存会員の維持のために、当社ではサービスの拡充はもとより、キャンペーン・雑誌等他のメディアとの連携、各種広告等の施策も行っております。

しかし、当該ビジネスにおいて提供するサービスは、エンターテインメント性が高いものであり、携帯電話及びスマートフォン端末の進歩にともなったユーザー個人の嗜好や流行等の変化、多様化等市場ニーズを十分に捉えきれない可能性があります。当社が魅力的なコンテンツ提供を継続的に行えない場合、また、新たな法的規制や通信事業者の事業方針の転換等、予期せぬ要因によりモバイルコンテンツ市場が縮小した場合には、当社の計画通りに会員の増加が進まず、コンテンツビジネスの収益性の低下によって当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 外注先の確保について

当社では、メディアビジネスにおける開発業務及びコンテンツビジネスにおける画像制作業務の一部等を外部に委託しております。

開発スピードの向上や開発コストの削減、またユーザーの嗜好性に合致した画像を継続的に提供するためには、今後も優秀な外部委託先を安定的に確保する必要があります。その確保のため、当社では既存の外注先のみならず、新規外注候補先の選定を継続的に行ってはおりますが、今後優秀な外部委託先が安定的に確保できない場合、当社の開発・制作スケジュールに支障を来し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## プログラム等のバグ（不良箇所）について

当社のアプリケーション及びデータベースの開発に関しては、社内の検証専門チームに加えて、外部の検証専門企業も活用することにより、納品する際のテスト・検証について専用の体制を構築し、開発・品質管理体制の強化を図っております。

しかしながら、完全にプログラム等のバグを排除することは難しく、プログラム等に重大なバグが生じた場合、当該プログラム等を使用したソフトウェア等によるサービスの中断・停止等が生じる可能性があります。この場合、当社の信用力低下や取引先あるいはユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## ソフトウェア資産の減損について

当社のメディアビジネスでは、アプリケーション及びデータベースを開発し、専門検索を中心としたメディアサービスを推進しております。それらの開発に係るコストについては、資産性のあるものについては自社サービス用ソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものは各事業年度において研究開発費と

して費用化しております。

自社サービス用ソフトウェアの開発及び研究開発については、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発及び研究開発が市場のニーズと合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ（不良箇所）等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを減損処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

#### システム障害・通信トラブルについて

当社のメディアビジネス及びコンテンツビジネスでは、ともにサーバーを利用し、機能やサービスを提供しております。サーバー運用に際しては、国内大手データセンターへホスティングを中心とした業務を委託し、安全性を重視したネットワーク及びセキュリティシステムを構築し、24時間のサーバー監視をはじめ、セキュリティ対策ソフト及びシステムの導入を積極的に行っております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社のサービスが停止する可能性があります。この場合、当社サービスの提供先である通信事業者等との契約に基づき損害賠償の請求を受ける等、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。

### (3) 組織体制について

#### 小規模組織であることについて

平成23年3月31日現在における当社組織は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）、従業員105名であり、内部管理体制や業務執行体制も規模に応じたものとなっております。

このため、役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、当社の業務に支障を来す可能性があります。

#### 人材の確保や育成について

当社において優秀な社内の人材の確保、育成及び定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員及び中途入社社員の育成、定着に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、また、必要な人材を確保できない可能性があります。また必ずしも採用し育成した役職員が、当社の事業に寄与し続けるとは限りません。このような場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定の役員への依存について

当社創業者である代表取締役社長浦部浩司は、当社の最高の経営責任者であり、事業の立案や実行等会社運営において、多大な影響を与えてまいりました。

現在当社では、事業規模の拡大にともなった権限の委譲や業務分掌に取り組み、同氏への依存度は低下しつつありますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 法的規制等について

#### 法的規制について

現時点で、今後の当社事業そのものに対する法的規制はないと認識しておりますが、インターネット、携帯電話及びスマートフォンを活用したサービスに関しては、その歴史が比較的浅いこともあり、不正アクセス対策、電子商取引におけるトラブル対策、知的所有権の保護等、今後新たな法令等の整備が行われる可能性があります。

例えば、平成20年6月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が成立し、同法では、関係事業者の責務として青少年有害情報の閲覧をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めることが課されました。

当該責務に基づく通信事業者の行うフィルタリングサービスによる、現在の当社事業への影響は、当社の提供するサービスの主なユーザーが18歳以上であることから軽微であります。同法を始めとする今後の法令等の制定、改正あるいは社会情勢の変化によって既存の法令等の解釈に変更がなされ、当社の事業分野において新たな法的規制が発生した場合、当社の事業展開に制約を受けたり、対応措置をとる必要が生じる可能性があります。

#### 個人情報の取り扱いについて

当社が開発・提供する各種サービスの利用者は、携帯電話及びスマートフォンユーザーを中心とした個人であり、当社が運営を請け負うサービスにおけるユーザーサポート等において、氏名・電話番号等の当社サービスの利用者を識別できる個人情報を取得する場合があります。また、通常取引の中で、業務提携先や業務委託

先等取引先についての情報を得ております。

当社は、個人情報の管理強化のため、個人情報保護規程の制定、役職員への周知徹底を図るとともに、これらの個人情報は、契約先である外部の大手データセンターへ格納し、高度なセキュリティ体制のもとで管理しております。

なお、平成22年6月16日に財団法人日本情報処理開発協会より個人情報の適切な取り扱いを実施している事業者であることを認定する「プライバシーマーク(R)」使用許諾事業者の認定を受けております。

今後につきましても、社内体制整備とともに、外部のデータセンターと継続的にセキュリティ対策強化を行い、いかなる個人情報も流出しないよう細心の注意を払ってまいります。しかしながら、当社内管理体制の問題、または当社外からの不正侵入及び業務提携や業務委託先等の故意又は過失等により、これらのデータが外部へ漏洩した場合、当社の信用力低下やユーザーからの損害賠償の提起等により、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権について

当社は、知的財産権の保護については、会社のコンプライアンス及び社会的責任において重要な課題であると認識しております。

開発、コンテンツの提供、日常業務でのソフトウェアの使用等の中で、当社の従業員による第三者の知的財産権の侵害が故意または過失により起きた場合、当社は損害賠償の提起等を受ける可能性があります。

当社がコンテンツビジネスにおいて提供するメール素材の商標や画像の知的財産権は当社が保有しておりますが、ダウンロードを行った月額有料会員ユーザーが他のサイト等に転用したり、第三者に提供される可能性があります。本件については、当社の法務担当部署が掲載の差し止め等の対応措置を講じておりますが、当社所有画像等の不正使用が多発した場合は、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社のゲームサービスや電子書籍販売等は、他社の使用許諾を受けて事業を行っております。権利の保有元とは良好な関係を維持しておりますが、何らかの理由で契約期間満了後に更新されない場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) その他

##### ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、会社の利益と、役職員個々の利益とを一体化し、ビジョンの共有や目標の達成等、職務における動機付けをより向上させること、また監査役においては適正かつ厳格な監査による企業価値向上の意欲を高めることを目的として導入したものであり、今後も資本政策において慎重に検討しながらも、基本的には継続的に実行していく考えであります。

新株予約権等には一定の権利行使条件がついており、原則として当社株式上場日より1年間経過した日より又は上場後に付与したのものについては、2年を経過した日より5年間をかけた段階的な行使としておりますが、これらの新株予約権等が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後もストック・オプションの付与を行なう可能性がありますので、この場合には更に1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は273,200株であり、同日現在の発行済株式総数2,163,200株の12.6%に相当しております。ストック・オプションの詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。



## 5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社メディアソケット(注)1	第二電電株式会社、日本移動通信株式会社(注)2	コンテンツ提供に関する契約書、E Zインターネット情報提供契約書	第二電電株式会社、日本移動通信株式会社に対するコンテンツ提供に関する契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	日本移動通信株式会社、関西セルラー電話株式会社等(注)2、4	情報料回収代行サービスに関する契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を左記が当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約	平成12年8月1日から平成13年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに対するコンテンツ提供に関する契約	平成13年11月30日から平成14年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
		iモード情報サービスに関する料金収納代行回収契約書	提供コンテンツの情報料を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが当社に代わって回収することを目的とする契約	iモードサービス開始日から平成14年3月31日まで(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	ボーダフォン株式会社(注)3	オフィシャルコンテンツ提供規約	ボーダフォン株式会社に対するコンテンツ提供に関する規約	別途定める承諾通知書による。(以降6ヶ月毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	KDDI株式会社	取引基本契約書	KDDI株式会社との取引に関する基本契約	平成18年5月19日から1年間(以降1年毎自動更新)
株式会社メディアソケット(注)1	KDDI株式会社	au移動機向けソフトウェアに関する取引契約書	KDDI株式会社とのau移動機に実装されるアプリケーション等の開発委託、利用許諾その他の取引に関する契約	平成19年6月29日から1年間(以降1年毎自動更新)

(注)1. 当社は平成19年8月1日付で、株式会社ソケットに商号変更をしております。

2. 第二電電株式会社、KDD株式会社、日本移動通信株式会社が平成12年10月1日で合併し、社名は株式会社ディーディーアイになりました。その後、平成13年4月1日付でケイディーディーアイ株式会社に、平成14年11月1日付でKDDI株式会社に商号変更しております。
3. ボーダフォン株式会社は平成18年10月1日付で、ソフトバンクモバイル株式会社に商号変更しております。
4. 関西セルラー電話株式会社等とは、関西セルラー電話株式会社、九州セルラー電話株式会社、中国セルラー電話株式会社、東北セルラー電話株式会社、北海道セルラー電話株式会社、北陸セルラー電話株式会社、四国セルラー電話株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、株式会社ツーカーセルラー東京、株式会社ツーカーセルラー東海及び株式会社ツーカーホン関西であります。

## 6【研究開発活動】

当社は、モバイル通信インフラの高速化、スマートフォンの拡大・情報量の増加及びインターネットを活用するデバイス・情報流通経路の多様化により、今後、スマートフォン等を活用したクラウド型ストリーミングサービスへの展開を図るため、携帯電話及びスマートフォン上でのストリーミング実証実験やストリーミングに関連したサーバー及びアプリケーションの先進的な技術開発に取り組んでおります。

また、引き続きMSDB等の内容の拡充やユーザーの利用履歴を基にしたコンテンツ(作品)レコメンド機能等の研究開発にも取り組んでおります。

以上から、当事業年度における研究開発の総額は、22,345千円となっております。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、第5 経理の状況の「重要な会計方針」に記載しております。

### (2) 財務状況の分析

当事業年度末における総資産は、2,378,986千円（前事業年度末比439,934千円増加）となりました。流動資産につきましては、1,588,501千円（同78,823千円増加）となりました。増減の主な要因としましては開発売上への入金に伴う現金及び預金の増加（同37,539千円）並びに期末開発案件による売掛金の増加（同32,628千円）があったことによります。固定資産につきましては、自社サービス用ソフトウェアの増加（同269,952千円）があったことにより、790,484千円（同361,111千円増加）となりました。

負債は、596,247千円（同97,226千円増加）となりました。増減の主な要因としましては、期末開発案件に係る外注費及びサービス運営関連費用等の買掛金の増加（同94,399千円）、役員賞与引当金及び賞与引当金の増加（同23,705千円）、未払法人税等の増加（同11,142千円）、従業員の経過年数に伴う退職給付引当金の増加（同16,707千円）があったことによります。

以上の結果、純資産は、当事業年度における新株予約権等の行使に伴う新株の発行及び当期純利益の計上等により1,782,739千円（同342,708千円増加）となり、自己資本比率は、前事業年度末の74.2%から74.7%となりました。

### (3) 経営成績の分析

当社の当事業年度の売上高においては、サービスライン別としてB to B to Cモデルであるメディアビジネスが、音楽・映像・書籍・ゲーム関連の専門検索サービスや横断的なクロスメディア検索は順調に推移しており、専門検索関連サービスの拡大に伴うライセンス・広告収入の増加及びストリーミング（インターネットを活用した放送型）サービスにおける開発並びにサービス運営等、順調に拡大し、前事業年度比34.2%増の2,385,713千円となっております。

B to Cモデルであるコンテンツビジネスは、「デコガール」を中心とした若年層の女性ユーザー向け情報提供サービスによる売上が計上された一方、従来提供を行っていた携帯電話向け有料ゲーム及び有料サービスの統廃合や配信タイトルの見直し等により、結果、前事業年度比26.9%減の582,783千円となりました。

売上原価においては、新規開発等の売上増加に伴い前事業年度比16.1%増の1,721,069千円となり、販売費及び一般管理費においては、引き続き経営管理体制の強化及び費用の効率的執行に努める一方、営業提案活動の強化及び携帯電話・スマートフォン上でのストリーミング関連（インターネットを活用した放送型関連）の研究開発への取組みにより、前事業年度比4.8%増の651,736千円となりました。

特別損益においては、コンテンツビジネスにて提供するメール素材の商標や画像に関する知的財産権の侵害に伴う受取和解金として特別利益1,100千円の計上、コンテンツビジネスにおける有料情報サービスの一部中止に伴う固定資産除却損及び減損損失など特別損失5,092千円の計上となりました。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,968,496千円（前事業年度比15.3%増）、営業利益は595,690千円（同26.6%増）、経常利益は595,539千円（同26.6%増）、当期純利益は335,008千円（同29.0%増）となりました。

### (4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ37,539千円増加し、1,060,840千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、496,560千円（前事業年度比0.8%増）となりました。主な収入要因としては、税引前当期純利益591,547千円及び減価償却費98,324千円の計上がありました。一方で、主な支出要因としては、売上債権の増加32,628千円及び法人税等の支払額256,499千円がありました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、462,398千円（同63.7%増）となりました。主な支出要因としては、自社サービス用ソフトウェアの開発等に係る無形固定資産の取得414,796千円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、3,376千円（同99.3%減）となりました。主な収入要因としては、新株予約権等の行使に伴う株式発行による収入10,110千円がありました。一方で主な支出要因としては、中間配当に伴う配当金の支払額5,298千円がありました。

(5)経営戦略の現状と見通し

携帯電話関連業界及びインターネット業界は、通信速度の高速化、通信料の低下と定額化、プラットフォームのオープン化、スマートフォンの急速な普及が進んでおります。

そのような環境の中で、スマートフォンの広がりや通信速度のさらなる高速化などによる増大する情報や多様化するコンテンツ・情報流通経路をインターネット上において誰でも分かりやすく活用できるようになるための情報の整理やインターネット上での情報や作品案内であるナビゲーションは、より重要になると考えております。インターネット上におけるより質の高い情報整理やナビゲーションの実現にはデータベース（大量の情報を細かく整理されたもの）が不可欠であります。

当社は、「人の気持ちをつなぐ」という事業コンセプトに基づき進めている専門検索サービス、商品・作品おすすめ紹介サービス、ストリーミング関連（インターネットを活用した放送型関連）サービス及びコミュニケーションサービスをより進化させてまいります。また、当社が提供及び提携するサービスの幅を検索サービス、商品・作品おすすめ紹介サービス、EC（電子商取引）サービス、ストリーミング関連（インターネットを活用した放送型関連）サービスからソーシャル連携サービス、広告連携サービス等に広げていくことや高速無線インターネットの発展に合わせ、サービス提供対象端末を携帯電話、スマートフォン及びPCのみならず、ゲーム機やデジタル家電、自動車車載端末等に広げていくことは重要な経営戦略となります。

そして、検索サービス・ソーシャルサービス・放送サービスの3つの軸のサービスと連携を行い、新しい気持ちの繋がり方を実現する第4の軸として新たなメディアサービスを提供することを目指しており、このためにも、MSDB、MSAPやストリーミングを始めとした技術開発は重要なテーマとなります。

これらの事業活動を通じ、当社の提供する各種サービスの利用を国内外問わず、より多くの一般ユーザーに拡大し、毎日の生活の中で利用して頂くことで継続的な事業の拡大、収益の向上を進めてまいります

(6)経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するように努力しておりますが、当社の属する携帯電話関連業界は、開発スピードが速く、その開発内容も複雑化しております。また、提供するサービスについても、一般ユーザーの嗜好や流行の変化を捉え柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化することも予想されます。

そのような事業環境の中で、当社は、優秀な人材の確保と育成、開発・品質管理体制の強化等をもって、MSDB、MSAP及びストリーミング（インターネットを活用した放送型）技術等を活用したサービスを、通信事業者及びEC事業者を始めとする提供先企業の拡大と共に、サービスのクオリティの一層の向上に努めてまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社では、自社使用ソフトウェア及びアプリケーション等への投資を中心に、総額421,669千円の設備投資を実施しました。その主なものは、次のとおりであります。

なお、当社は、単一セグメントであるため、セグメント区別には記載しておりませんが、自社使用ソフトウェア及びアプリケーションに414,231千円、自社サービス用サーバー等の購入として、7,437千円の設備投資を実施しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具器具備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	全社業務 施設	11,902	6,635	4,145	351,822	374,505	105(18)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数の年間平均人員を( )内に外書で記載しております。

3 本社の建物を賃借中のものであり、設備の内容は以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	本社事務所	108,792

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	サービス対応 用ソフトウェア	500,000	191,815	自己資金	平成22年 10月	平成24年 3月	新規サービスへの 対応
本社 (東京都渋谷区)	サーバー等	30,000	-	自己資金	平成23年 4月	平成24年 3月	基幹システム及び 既存サービスの改良、新規サービスへの 対応

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当する計画はございません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,420,000
計	7,420,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,163,200	2,163,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,163,200	2,163,200	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行した新株引受権(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

##### 第1回新株引受権(平成14年3月22日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,800(注2、4、7)	12,800(注2、4、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注3、7)	同左
新株予約権の行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50(注7) 資本組入額 50(注7)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株引受権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株引受権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株引受権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株引受権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株引受権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若し

くは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利行使及び退職により権利を喪失した者の新株引受権の数を減じております。
5. 新株引受権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
  - (1) 新株引受権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。
  - (2) 新株引受権者が死亡した場合、新株引受権者の相続人は本新株引受権を行使することができます。
  - (3) 本新株引受権は、上記の新株引受権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
  - (4) 新株引受権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株引受権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株引受権を行使することができる。

当社株式上場日より2年間経過した日より行使期間の終了日までは、割当数の100%まで、新株引受権を行使することができる。
  - (5) その他の条件は、当社と新株引受権者との間で締結する新株引受権割当契約に定めるところによります。
6. 新株引受権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株引受権の目的となる株式の数」、「新株引受権の行使時の払込金額」及び「新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
第1回新株予約権（平成18年3月24日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	125	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125,000（注2、4、7）	125,000（注2、4、7）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80（注3、7）	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80（注7） 資本組入額 80（注7）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整します。

3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3) 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、または当社が新設合併もしくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等または定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

(4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の50%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の75%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

会社法236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成19年3月12日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	49,000（注2、4、8）	49,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500（注8） 資本組入額 250（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利の行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。
- (4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。
- 当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することがで



きる。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができる。

当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができる。

当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができる。

当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。

(5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得するものとします。

8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第4回新株予約権（平成20年3月31日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	46	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000(注2、4、8)	46,000(注2、4、8)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	870(注3、8)	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 870(注8) 資本組入額 435(注8)	同左
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注6)	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
4. 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、権利行使及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3) 本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

(4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができます。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第5回新株予約権（平成20年11月13日臨時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	31,000（注2、4、8）	31,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	980（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 980（注8） 資本組入額 490（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

(3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。

4．新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。

(3)本新株予約権は、上記の新株予約権の行使期間中において、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外問わず）に上場した日より1年経過したときより行使できるものとします。

(4)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

当社株式上場日より1年間経過した日より1年間は、割当数の20%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より2年間経過した日より1年間は、割当数の40%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より3年間経過した日より1年間は、割当数の60%まで、新株予約権を行使することができます。

当社株式上場日より4年間経過した日より1年間は、割当数の80%まで、新株予約権を行使することが

できる。

当社株式上場日より5年間経過した日より1年間は、割当数の100%まで、新株予約権を行使することができる。

(5)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

8. 平成20年11月30日付で普通株式1株につき500株の株式分割、平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第6回新株予約権（平成21年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	35	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,000（注2、4、8）	7,000（注2、4、8）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,500（注3、8）	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,500（注8） 資本組入額1,750（注8）	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権発行日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整するものとします。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1)当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2)当社が、新株予約権の行使時の払込価額を下回る払込価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により新株予約権の行使時の払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3)当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設合併若しくは吸収合併を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行います。
- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者の任期満了による退任等又は定年退職等後の権利行使につき正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は本新株予約権を行使することができます。
- (3)新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部又は全部を行使することができます。なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権が整数でない場合は、整数に切り上げた数とします。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%
割当日から6年間経過以降（7年目）	100%

- (4)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

- 6．新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
- 7．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点におい

て残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記5. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ．当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ．当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

8．平成22年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、上記の表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の数を記載しております。

第7回新株予約権（平成22年6月22日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	25	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,500（注2、4）	2,400（注2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,110（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年7月1日 至平成32年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,110 資本組入額 1,055	同左
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注6）	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	同左

（注）1．株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

- 2．当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。

- 3．新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

- (1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2)当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。

- (3)当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。
- 4．新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 5．新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1)新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2)新株予約権者又はその相続人は、次の割合の数（ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。）を上回らない場合に行使できます。

割当日から2年間経過以降（3年目）	20%
割当日から3年間経過以降（4年目）	40%
割当日から4年間経過以降（5年目）	60%
割当日から5年間経過以降（6年目）	80%



割当日から6年間経過以降(7年目) 100%

(3)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができません。
7. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記4. に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとします。

再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

イ. 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得します。

ロ. 当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年4月28日 (注1)	65	1,705	5,200	87,200		
平成18年9月29日 (注2)	150	1,855	37,500	124,700	37,500	37,500
平成20年11月30日 (注3)	925,645	927,500		124,700		37,500
平成21年4月1日 (注4)	100,000	1,027,500	202,400	327,100	202,400	239,900
平成21年5月1日 (注5)	25,500	1,053,000	51,612	378,712	51,612	291,512
平成22年1月1日 (注6)	1,053,000	2,106,000		378,712		291,512
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注7)	57,200	2,163,200	6,935	385,647	3,175	294,687

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。発行価額80,000円、資本組入額80,000円。

2. 第三者割当増資による増加であります。発行価額500,000円、資本組入額250,000円。

3. 株式分割 (1:500)

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 4,400円

払込金額 3,400円

資本組入額 2,024円

払込金総額 404,800千円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 4,048円

資本組入額 2,024円

割当先 野村証券株

6. 株式分割 (1:2)

7. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	10	12	5	-	332	366	-
所有株式数 (単元)	-	3,179	182	6,294	201	-	11,774	21,630	200
所有株式数の 割合(%)	-	14.7	0.8	29.1	0.9	-	54.4	100.0	-

(注) 自己株式73株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
浦部 浩司	東京都世田谷区	796,000	36.79
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	240,000	11.09
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋 町566-1 井門明治安田生命ビル	180,000	8.32
株式会社メガチップス	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目1番6号 アクロス新大阪	180,000	8.32
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	150,000	6.93
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	63,600	2.94
西本 雅一	兵庫県神戸市長田区	62,600	2.89
伊草 雅幸	東京都世田谷区	50,000	2.31
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町一丁目2番10号	44,600	2.06
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	38,000	1.75
計	-	1,804,800	83.43

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,163,000	21,630	-
単元未満株式	普通株式 200	-	-
発行済株式総数	2,163,200	-	-
総株主の議決権	-	21,630	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式73株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ソケット	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目1番12号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注)上記のほか、当社所有の単元未満自己株式73株があります。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき、新株引受権及び新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成14年3月22日臨時株主総会決議)

改正前旧商法に基づき、平成14年3月22日臨時株主総会時点で在任する当社取締役(社外取締役を除く)及び同日現在在籍する当社従業員に対し、新株引受権を付与することを、平成14年3月22日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成14年3月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 6(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成23年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名及び従業員1名の合計2名となっております。

(平成18年3月24日臨時株主総会決議)

旧商法に基づき、平成18年3月31日時点で在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年3月24日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年3月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 20(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成23年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名及び従業員13名の合計16名となっております。

(平成19年3月12日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成19年3月30日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年3月12日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成19年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 14(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成23年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、監査役1名及び従業員7名の合計10名となっております。

(平成20年3月31日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年3月31日時点で在任する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年3月31日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 16(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成23年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、監査役1名及び従業員11名の合計12名となっております。

(平成20年11月13日臨時株主総会決議)

会社法に基づき、平成20年11月13日時点で在任する当社監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年11月13日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成23年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、監査役1名及び従業員22名の合計23名となっております。

(平成21年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成21年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成23年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員18名となっております。

(平成22年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成22年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、平成23年6月22日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員18名となっております。

(平成23年6月22日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成23年6月22日時点で在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 29
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	10,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成25年7月1日 至平成33年4月26日
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする。ただし、(注)1.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後} && \text{調整前} && 1 \\ & = && \times && \\ & \text{行使価額} && \text{行使価額} && \text{分割・併合の比率} \end{aligned}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{調整後} && \text{調整前} && 1 \text{株当たり時価} \\ & = && \times && \\ & \text{行使価額} && \text{行使価額} && \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者またはその相続人は、次の割合の数(ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とする。)を上回らない場合に行使できる。



割当日から2年間経過以降(3年目) 20%

割当日から3年間経過以降(4年目) 40%

割当日から4年間経過以降(5年目) 60%

割当日から5年間経過以降(6年目) 80%

割当日から6年間経過以降(7年目) 100%

#### 4. 組織再編成時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)3. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	73	94,900
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成23年5月31日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	73	-	73	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成23年5月31日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題のひとつと認識しており、経営成績及び財務状態を勘案しながら利益還元を実現することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、これまで将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保の確保を優先として配当を実施しておりませんでした。平成22年6月23日をもって創立10周年を迎え、株主の皆様をはじめ関係者各位のご支援に感謝の意を表し、1株当たり2円50銭の中間配当（記念配当）の実施及び期末配当1株当たり2円50銭と当期は、1株当たり5円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は、3.2%となりました。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、技術優位性及びコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術及びサービス開発体制や企画営業体制を強化するための人材採用やMSDBやストーリーミング技術の開発・強化及びサーバー等の設備の増設など、将来の事業拡大への投資に有効に活用してまいりたいと考えております。

当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金額 (円)
平成22年10月15日 取締役会決議	5,357	2.5
平成23年6月22日 定時株主総会決議	5,407	2.5

### 4【株価の推移】

#### (1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	-	-	-	8,400 2,495	2,890
最低(円)	-	-	-	4,750 1,774	1,210

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. なお、平成21年4月2日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3. 印は、株式分割（平成22年1月1日、1株 2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成22年10月	平成22年11月	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月
最高(円)	1,500	1,650	1,950	2,380	2,200	2,250
最低(円)	1,300	1,450	1,490	1,733	1,910	1,261

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	サービス&クリエイティブ本部長	浦部 浩司	昭和43年5月18日生	平成4年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ)入社 平成11年10月 (株)ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員 平成12年6月 当社設立、代表取締役社長就任(現任) 平成22年4月 サービス&クリエイティブ本部長(現任)	(注3)	796,000
取締役	技術開発本部長 サービスプラットフォーム開発グループリーダー	伊草 雅幸	昭和44年2月22日生	平成3年4月 日本NCR(株)入社 平成11年3月 サン・マイクロシステムズ(株)入社 平成13年10月 プラズミック(株)(現リサーチ・イン・モーション・ジャパン)入社 平成15年7月 (株)アイラテ(現(株)ナノ・メディア)入社 平成17年2月 (株)NTTデータ入社 平成17年9月 当社入社 平成17年11月 当社取締役就任(現任) 平成18年9月 メディア開発グループリーダー 平成21年5月 メディアサービステクノロジーグループリーダー 平成22年4月 技術開発本部長(現任) 平成23年4月 サービスプラットフォーム開発グループリーダー(現任)	(注3)	50,000
取締役	戦略サービス開発グループリーダー	芳林 知仁	昭和50年10月27日生	平成8年4月 トヨタ東京カローラ(株)入社 平成10年3月 (株)ジェイビー入社 平成13年7月 当社入社 平成18年3月 コンテンツ開発グループリーダー 平成18年11月 当社取締役就任(現任) 平成21年5月 サービス&クリエイティブ1グループリーダー 平成22年4月 戦略サービス開発プロジェクトグループリーダー 平成23年4月 戦略サービス開発グループリーダー(現任)	(注3)	27,600
取締役		鶴飼 幸弘 (注1)	昭和34年2月19日生	昭和56年4月 シャープ(株)入社 平成元年2月 (株)リコー入社 平成2年9月 (株)メガチップス入社 平成10年6月 同社取締役就任 平成12年6月 当社取締役就任(現任) 平成13年2月 (株)メガチップス常務取締役就任 平成20年1月 同社代表取締役副社長就任 平成20年6月 同社代表取締役社長就任(現任)	(注3)	8,000
常勤監査役		林 喬	昭和14年4月2日生	昭和38年4月 東京芝浦電気(株)(現(株)東芝)入社 昭和63年2月 東芝アメリカメディカルシステムズ 社長就任 平成4年4月 東芝電池(株)取締役就任 平成9年6月 東芝電池エンジニアリング(株)取締役社長就任 平成11年1月 アクysonニッポン(株)代表取締役社長就任 平成13年4月 シーメンスウルトラサウンドジャパン(株)代表取締役社長就任 平成18年10月 当社入社 平成18年11月 当社監査役就任(現任)	(注4)	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		大塚 一郎 (注2)	昭和28年4月20日生	昭和56年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所 昭和63年1月 ニューヨーク州弁護士登録 昭和63年9月 キル・パトリック・アンド・コーディ法律事務所入所 平成2年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所入所 平成4年10月 ブレークモア法律事務所入所 平成11年12月 メリルリンチ日本証券㈱監査役就任(現任) 平成14年6月 リシュモンジャパン㈱監査役就任(現任) 平成14年10月 東京六本木法律事務所(現東京六本木法律特許事務所)設立、パートナー就任(現任) 平成20年1月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
監査役		今西 浩之 (注2)	昭和41年9月22日生	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長(現任) 平成13年10月 ㈱ランシステム取締役就任 平成15年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 平成17年3月 ㈱朝日ネット監査役就任(現任) 平成17年6月 ㈱パイオラックス監査役就任(現任) 平成20年6月 当社監査役就任(現任)	(注4)	-
計						882,600

(注) 1. 取締役鶴飼幸弘は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役大塚一郎及び今西浩之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成22年6月22日選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

4. 平成20年11月13日選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主ならび当社サービスのユーザーに対する責務を果たしていくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

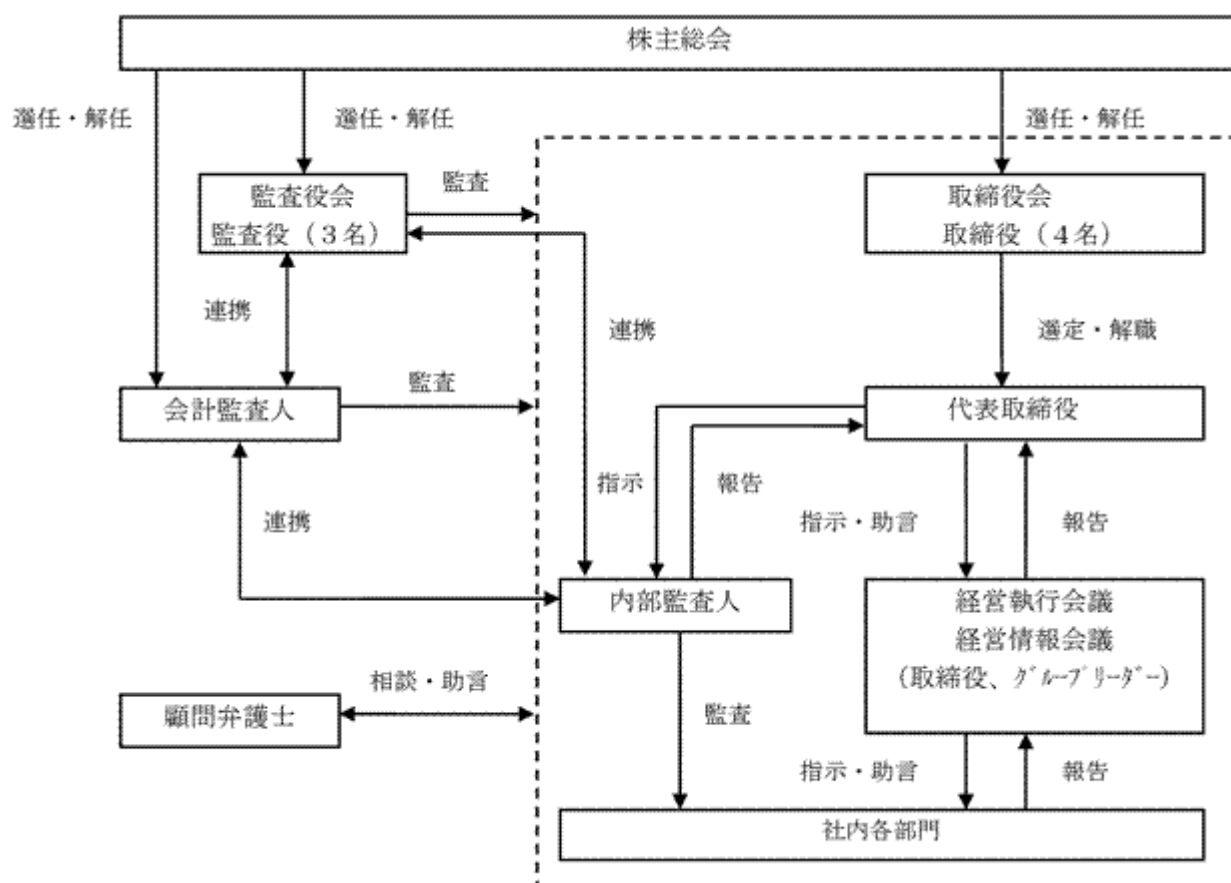
コーポレート・ガバナンス体制の概要・当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。社外取締役（1名）及び社外監査役（2名）を選任し、上場企業としての企業経営や会計・税務・法務・内部統制等に知見をもって他の取締役の業務執行の監視や提言等を行うことで信頼性の高いガバナンス体制を構築しております。

現在のガバナンス体制は、当社の現在の規模、企業としての成長段階及び技術開発等のスピードを勘案して、他のガバナンス体制より意思決定のスピードや透明性等において最も効率が良く、最適な体制であると判断しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



( )取締役会

当社の取締役会は、社外取締役1名を含めた4名の取締役で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。当社では原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。また、会計監査人からの指導事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署の部門長（本部長及びグループリーダー）に指示をしております。

( )監査役会

監査役会の構成は、常勤監査役1名と2名の社外監査役であり、各監査役の経験と見識に基づいた客観的な視点から監査を行っております。具体的には、毎月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会に出席、常勤監査役については取締役会の他、経営執行会議及び経営情報会議への出席や重要書類の閲覧等により、取締役の職務執行について監査しております。なお、社外監査役今西浩之は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。今西氏は、公認会計士及び税理士であり会計・税務の専門家として高い知見、経験を持ち、他の上場企業での監査役経験も豊富なことから、会計・税務及び開示面での監査機能強化に適任であると判断し、選任しております。

( )経営執行会議

業務執行を効果的かつ迅速に行うため、常勤取締役（3名）及び執行役員（3名）が、各部門の状況報告や課題を共有し議論する、また、物品・サービスの購入や一部の規程類の制改定等権限に基づいた決裁を行う目的で、毎週、経営執行会議を開催しております。

加えて、毎月の取締役会への付議事項の検討を行う機関としております。

( )経営情報会議

全社方針の伝達、共有、月次決算結果の検討に対する各部門での問題点の検討、各グループ単位での業務運営状況報告及び情報交換等を行うため、グループリーダー以上の職位にある者によって2週間に1度開催されております。本書提出日現在の構成人数は、常勤取締役3名、執行役員3名、グループリーダー6名、常勤監査役1名の計13名であります。

( )内部監査及び監査役監査

当社では内部統制の有効性及び実際の業務の執行状況については、内部監査人（2名）による監査・調査を定期的実施しております。具体的には、内部監査担当が経営企画管理本部以外の部門の監査を担当し、経営企画管理本部の監査は経営企画管理本部以外の部門（本書提出日現在は技術開発本部）の本部長が担当し、監査実施結果の報告及び改善案の提出を代表取締役社長へ、内部監査実施の都度行うこととしております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、改善の進捗状況を報告させた後、フォローアップ内部監査を実施することによりその実効性を確保しております。

監査役監査については、会計、法律及びリスクマネジメントに精通した公認会計士資格を有する者の他、弁護士資格を有する者を社外監査役として選任しており、経営監視機能が有効に機能する体制を構築しております。

また、監査役監査、会計監査人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が監査役会に報告し、適宜意見交換を行っております。加えて、月に1回の内部監査人と常勤監査役のミーティングを開催し、意見・情報交換を行っております。会計監査人との連携につきましては、会計監査人に報告を行うとともに、会計監査人の期中の監査結果報告会に出席しております。監査役会と会計監査人とは、期中の監査後等に報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

なお、社外取締役・社外監査役と内部統制部門との連携につきましては、監査役会と内部監査人との定期的な意見・情報交換に加え、経営企画管理本部が社外取締役及び社外監査役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。その他、社外取締役、社外監査役から問合せ等があった場合には、経営企画管理本部が迅速に対応する体制となっております。

( )弁護士

当社は、顧問弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について相談し、助言ないし指導を受けております。

( )会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、監査を受けております。当事業年度における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名  
指定社員 業務執行社員 猪瀬 忠彦  
指定社員 業務執行社員 佐々田 博信

継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士3名、会計士補等4名

( )内部統制システムの整備の状況

当社は、業務運営を適切かつ効率的に遂行するため、会社業務の意思決定や業務実施に関する各種社内規程を定め、職務権限、業務分掌等の明確化と適切な内部統制が機能する体制を整備しております。さらに、これらの内部統制が有効に機能していることを確認するために、内部監査人（内部監査担当及び他部門の本部長）による内部監査を、内部監査計画書に従った定期監査他必要に応じて特命監査を実施しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、取締役会、経営執行会議及びリスク管理委員会において、代表取締役社長をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることにより、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、経営情報会議の結果を各部門長から各部門へ伝達し、問題解決に向けた指揮、命令を行うことで、リスク管理の有効性向上を図っております。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会を主管として推進しております。従業員への説明会実施や、ホットライン制度を通じ、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス体制の確立・強化のため顧問弁護士、顧問社会保険労務士、顧問税理士等社外の専門家へのアドバイスやチェックの依頼を行っております。加えて、情報に係るセキュリティ体制を強化するため、関連する規程の整備を行いプライバシーマークの取得を行いました。

役員報酬の内容及び方針

当社は、平成23年3月期において、取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与引当金 繰入額	
取締役 (社外取締役を除く)	65,905	51,270	14,635	4
監査役 (社外監査役を除く)	7,763	5,625	2,138	1
社外役員	15,376	11,100	4,276	3

(注)平成19年6月25日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬額総額を年額300百万円以内、監査役の報酬額総額を年額50百万円以内と改定しております。

なお、当社の役員報酬の決定に際しては、会社の業績及び各取締役の貢献度等に基づき報酬金額を決定しております。

会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係の概要

当社は、当社の大株主上位10名にあたる株式会社メガチップスより取締役として鶴飼幸弘を選任しております。なお、取締役鶴飼幸弘は、当社株式及び新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

鶴飼 幸弘 株式 8,000株 新株予約権 7個(7,000株)

また、監査役大塚一郎及び今西浩之は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下のとおりです。

大塚 一郎 5個(5,000株)

今西 浩之 5個(5,000株)



#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額です。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

#### 取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### 自己株式に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別議決要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別議決要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を図る目的であります。

#### 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を実施するため、会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を取締役会の決議で行うことができる旨を定款で定めております。

#### 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
1銘柄 36,700千円

#### (2) 【監査報酬の内容等】

##### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
19,800	-	16,500	-

##### 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

##### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

##### 【監査報酬の決定方針】

当社の有限責任監査法人トーマツに対する監査報酬の決定については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めており、取締役会にて監査日数等を検討したうえで監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,023,300	1,060,840
売掛金	426,363	458,992
仕掛品	3,621	4,930
前払費用	5,974	10,140
繰延税金資産	47,987	55,794
その他	9,329	1,834
貸倒引当金	6,900	4,030
流動資産合計	1,509,678	1,588,501
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	12,340	15,538
減価償却累計額	1,361	3,636
建物附属設備(純額)	10,979	11,902
工具、器具及び備品	28,942	29,403
減価償却累計額	23,279	22,767
工具、器具及び備品(純額)	5,663	6,635
リース資産	6,378	6,378
減価償却累計額	956	2,232
リース資産(純額)	5,421	4,145
有形固定資産合計	22,064	22,683
無形固定資産		
ソフトウェア	81,870	351,822
ソフトウェア仮勘定	121,119	170,317
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	203,062	522,212
投資その他の資産		
投資有価証券	25,300	36,700
関係会社株式	-	29,284
繰延税金資産	82,846	87,042
敷金及び保証金	96,100	92,561
投資その他の資産合計	204,246	245,588
固定資産合計	429,373	790,484
資産合計	1,939,051	2,378,986

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	120,584	214,984
リース債務	1,339	1,339
未払金	48,237	27,177
未払費用	30,909	31,334
未払法人税等	154,374	165,517
未払消費税等	30,760	3,005
預り金	5,772	6,714
賞与引当金	53,559	72,819
役員賞与引当金	16,604	21,049
その他	-	58
流動負債合計	462,141	543,999
固定負債		
リース債務	4,576	3,236
退職給付引当金	32,302	49,010
固定負債合計	36,878	52,247
負債合計	499,020	596,247
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	378,712	385,647
資本剰余金		
資本準備金	291,512	294,687
資本剰余金合計	291,512	294,687
利益剰余金		
利益準備金	4,295	4,295
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	763,405	1,093,057
利益剰余金合計	767,700	1,097,352
自己株式	-	94
株主資本合計	1,437,924	1,777,591
新株予約権	2,106	5,148
純資産合計	1,440,030	1,782,739
負債純資産合計	1,939,051	2,378,986

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	2,575,518	2,968,496
売上原価	1,482,957	1,721,069
売上総利益	1,092,560	1,247,426
販売費及び一般管理費	1、 2 621,850	1、 2 651,736
営業利益	470,710	595,690
営業外収益		
受取利息	0	1
営業外収益合計	0	1
営業外費用		
為替差損	257	152
その他	-	0
営業外費用合計	257	152
経常利益	470,453	595,539
特別利益		
受取和解金	-	1,100
特別利益合計	-	1,100
特別損失		
固定資産除却損	3 8,359	3 3,394
減損損失	-	180
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,516
特別損失合計	8,359	5,092
税引前当期純利益	462,094	591,547
法人税、住民税及び事業税	232,219	268,541
法人税等調整額	29,805	12,001
法人税等合計	202,413	256,539
当期純利益	259,680	335,008

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	412,800	27.7	455,308	21.5
外注費		332,704	22.3	872,195	41.2
経費		745,053	50.0	789,833	37.3
当期総製造費用		1,490,558	100.0	2,117,337	100.0
期首仕掛品たな卸高	2	131,524		3,621	
合計		1,622,082		2,120,959	
期末仕掛品たな卸高		3,621		4,930	
他勘定振替高		135,503		394,959	
当期売上原価		1,482,957		1,721,069	

(注)

区分	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
1 経費の主な内訳		
ライセンス使用料	240,212	193,298
減価償却費	71,448	90,910
コンテンツ制作費	100,624	76,789
支払手数料	211,372	297,176
地代家賃	64,054	74,573
通信費	18,116	17,160
旅費交通費	22,453	21,572
2 他勘定振替高の内訳		
ソフトウェア仮勘定	129,078	372,707
研究開発費	6,425	22,251

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	124,700	378,712
当期変動額		
新株の発行	254,012	6,935
当期変動額合計	254,012	6,935
当期末残高	378,712	385,647
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	37,500	291,512
当期変動額		
新株の発行	254,012	3,175
当期変動額合計	254,012	3,175
当期末残高	291,512	294,687
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	37,500	291,512
当期変動額		
新株の発行	254,012	3,175
当期変動額合計	254,012	3,175
当期末残高	291,512	294,687
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	4,295	4,295
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,295	4,295
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	503,725	763,405
当期変動額		
剰余金の配当	-	5,357
当期純利益	259,680	335,008
当期変動額合計	259,680	329,651
当期末残高	763,405	1,093,057
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	508,020	767,700
当期変動額		
剰余金の配当	-	5,357
当期純利益	259,680	335,008
当期変動額合計	259,680	329,651
当期末残高	767,700	1,097,352
<b>自己株式</b>		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	94

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
当期変動額合計	-	94
当期末残高	-	94
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	670,220	1,437,924
当期変動額		
新株の発行	508,024	10,110
剰余金の配当	-	5,357
当期純利益	259,680	335,008
自己株式の取得	-	94
当期変動額合計	767,704	339,666
当期末残高	1,437,924	1,777,591
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	-	2,106
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,106	3,041
当期変動額合計	2,106	3,041
当期末残高	2,106	5,148
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	670,220	1,440,030
当期変動額		
新株の発行	508,024	10,110
剰余金の配当	-	5,357
当期純利益	259,680	335,008
自己株式の取得	-	94
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,106	3,041
当期変動額合計	769,810	342,708
当期末残高	1,440,030	1,782,739



## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	462,094	591,547
減価償却費	76,551	98,324
固定資産除却損	8,359	3,394
株式報酬費用	2,106	3,041
減損損失	-	180
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,516
貸倒引当金の増減額（は減少）	348	2,870
賞与引当金の増減額（は減少）	6,320	19,260
役員賞与引当金の増減額（は減少）	1,424	4,445
退職給付引当金の増減額（は減少）	11,764	16,707
受取利息	0	1
受取和解金	-	1,100
売上債権の増減額（は増加）	7,784	32,628
たな卸資産の増減額（は増加）	127,902	1,308
仕入債務の増減額（は減少）	60,446	94,399
未払金の増減額（は減少）	16,941	21,579
未払消費税等の増減額（は減少）	19,989	27,754
その他	28,846	6,383
小計	672,558	751,958
利息及び配当金の受取額	0	1
和解金の受取額	-	1,100
法人税等の支払額	179,747	256,499
営業活動によるキャッシュ・フロー	492,811	496,560
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	15,479	6,917
無形固定資産の取得による支出	177,931	414,796
投資有価証券の取得による支出	25,300	11,400
関係会社株式の取得による支出	-	29,284
差入保証金の回収による収入	31,363	-
差入保証金の差入による支出	95,050	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	282,396	462,398
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	503,946	10,110
配当金の支払額	-	5,298
ファイナンス・リース債務の返済による支出	781	1,339
その他	-	94
財務活動によるキャッシュ・フロー	503,165	3,376
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	713,580	37,539
現金及び現金同等物の期首残高	309,720	1,023,300
現金及び現金同等物の期末残高	1,023,300	1,060,840

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。</p>	<p>仕掛品 同左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 15年 工具、器具及び備品 3～10年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く)定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(取得時に費用化もしくは2年、一部パッケージソフトウェアについては5年)に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 10～15年 工具、器具及び備品 3～10年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く)定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(取得時に費用化もしくは2年～5年)に基づいております。 (3) リース資産 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算した当事業年度末の退職給付債務に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5. 売上計上基準	<p>コンテンツ事業においては、当社サーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社計上額との差額につき売上調整しております。</p> <p>メディア事業においては、主にアプリケーション開発に係るプロジェクトの収益の計上基準について、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を、その他のプロジェクトについては工事完成基準に基づき計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>主にアプリケーション開発に係るプロジェクトの収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当事業年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当事業年度に着手したプロジェクトから、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>コンテンツビジネスにおいては、当社サーバーにて把握した会員数の異動状況等に基づき売上計上し、後日通信事業者からの支払通知書の到着時点で当社計上額との差額につき売上調整しております。</p> <p>メディアビジネスにおいては、主にアプリケーション開発に係るプロジェクトの収益の計上基準について、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を、その他のプロジェクトについては工事完成基準に基づき計上しております。</p>
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
-	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産 除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用してありま す。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ2,021千 円、税引前当期純利益は3,538千円減少しております。

【注記事項】

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																																					
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は29%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は71%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>役員報酬</td><td>60,517</td><td>千円</td></tr> <tr><td>賃金給料及び諸手当</td><td>136,071</td><td></td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>74,441</td><td></td></tr> <tr><td>回収代行手数料</td><td>82,520</td><td></td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>72,661</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>24,810</td><td></td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>16,604</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>4,756</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>6,900</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>5,103</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>31,188</td><td></td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 7,144 千円</p> <p>3 固定資産除却損は、建物附属設備2,726千円、工具、器具及び備品267千円及び原状回復費5,366千円であります。</p>	役員報酬	60,517	千円	賃金給料及び諸手当	136,071		支払手数料	74,441		回収代行手数料	82,520		広告宣伝費	72,661		賞与引当金繰入額	24,810		役員賞与引当金繰入額	16,604		退職給付費用	4,756		貸倒引当金繰入額	6,900		減価償却費	5,103		地代家賃	31,188		<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は80%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>役員報酬</td><td>50,202</td><td>千円</td></tr> <tr><td>賃金給料及び諸手当</td><td>168,077</td><td></td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>33,210</td><td></td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>73,313</td><td></td></tr> <tr><td>回収代行手数料</td><td>57,167</td><td></td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td>43,093</td><td></td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>34,216</td><td></td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>21,049</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>6,886</td><td></td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>4,030</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>7,413</td><td></td></tr> <tr><td>地代家賃</td><td>34,218</td><td></td></tr> </table> <p>2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 22,345 千円</p> <p>3 固定資産除却損は、ソフトウェア3,282千円及び工具、器具及び備品112千円であります。</p>	役員報酬	50,202	千円	賃金給料及び諸手当	168,077		法定福利費	33,210		支払手数料	73,313		回収代行手数料	57,167		広告宣伝費	43,093		賞与引当金繰入額	34,216		役員賞与引当金繰入額	21,049		退職給付費用	6,886		貸倒引当金繰入額	4,030		減価償却費	7,413		地代家賃	34,218	
役員報酬	60,517	千円																																																																				
賃金給料及び諸手当	136,071																																																																					
支払手数料	74,441																																																																					
回収代行手数料	82,520																																																																					
広告宣伝費	72,661																																																																					
賞与引当金繰入額	24,810																																																																					
役員賞与引当金繰入額	16,604																																																																					
退職給付費用	4,756																																																																					
貸倒引当金繰入額	6,900																																																																					
減価償却費	5,103																																																																					
地代家賃	31,188																																																																					
役員報酬	50,202	千円																																																																				
賃金給料及び諸手当	168,077																																																																					
法定福利費	33,210																																																																					
支払手数料	73,313																																																																					
回収代行手数料	57,167																																																																					
広告宣伝費	43,093																																																																					
賞与引当金繰入額	34,216																																																																					
役員賞与引当金繰入額	21,049																																																																					
退職給付費用	6,886																																																																					
貸倒引当金繰入額	4,030																																																																					
減価償却費	7,413																																																																					
地代家賃	34,218																																																																					

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式(注)	927,500	1,178,500	-	2,106,000
合計	927,500	1,178,500	-	2,106,000

(注) 発行済株式数の増加は、公募増資による100,000株の新株発行、第三者割当増資による25,500株の新株発行及び普通株式1株につき2株の株式分割の実施による1,053,000株の増加分であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の当事業年度末残高 2,106千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式(注)1	2,106,000	57,200	-	2,163,200
合計	2,106,000	57,200	-	2,163,200
自己株式				
普通株式(注)2	-	73	-	73
合計	-	73	-	73

(注) 1. 発行済株式数の増加は、ストックオプションの行使による57,200株の増加分であります。

2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる73株の増加分であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当事業年度末残高 5,148千円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年10月15日 取締役会	普通株式	5,357	2.5	平成22年9月30日	平成22年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	5,407	利益剰余金	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月23日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致しております。

(リース取引関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

リース用資産総額の重要性が乏しいため注記を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は必要な資金を内部資金で賄える状態にあります。余剰資金は短期的な銀行預金に限定して運用しております。銀行等金融機関からの借入は行なっておりません。また、デリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、担当グループリーダーが日常的、定期的な取引先の情報把握に努め、取引相手ごとの期日及び残高管理を行うとともに、各グループと連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループからの報告に基づき経営管理グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,023,300	1,023,300	-
(2) 売掛金	426,363	426,363	-
(3) 敷金及び保証金	96,100	92,364	3,736
資産計	1,545,763	1,542,027	3,736
(1) 買掛金	120,584	120,584	-
(2) 未払金	48,237	48,237	-
(3) 未払法人税等	154,374	154,374	-
(4) 未払消費税等	30,760	30,760	-
(5) 預り金	5,772	5,772	-
負債計	359,727	359,727	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等 (5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	25,300

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等には含めておりません。

3. 満期のある金銭債権については、全て1年内に償還されるものとなっております。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は必要な資金を内部資金で賄える状態にあります。余剰資金は短期的な銀行預金に限定して運用しております。銀行等金融機関からの借入は行なっておりません。また、デリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。  
また、営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、担当グループリーダーが日常的、定期的な取引先の情報把握に努め、取引相手ごとの期日及び残高管理を行うとともに、各グループと連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各グループからの報告に基づき経営管理グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,060,840	1,060,840	-
(2) 売掛金	458,992	458,992	-
(3) 敷金及び保証金	92,561	90,343	2,218
資産計	1,612,394	1,610,176	2,218
(1) 買掛金	214,984	214,984	-
(2) 未払金	27,177	27,177	-
(3) 未払法人税等	165,517	165,517	-
(4) 未払消費税等	3,005	3,005	-
(5) 預り金	6,714	6,714	-
負債計	417,399	417,399	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等 (5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	65,984

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等には含めておりません。

3. 満期のある金銭債権については、全て1年内に償還されるものとなっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券25,300千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成23年3月31日)

1. 関連会社株式

関連会社株式(貸借対照表計上額 関連会社株式29,284千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券36,700千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金支給規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
イ 退職給付債務(千円)	32,302	49,010
ロ 退職給付引当金(千円)	32,302	49,010

(注)当社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
退職給付費用(千円)	13,679	17,609



(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 2,106千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社					
	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、 従業員6名	当社取締役4名、 従業員20名	当社取締役2名、 監査役1名、 従業員14名	当社取締役1名、 監査役1名、 従業員16名	当社監査役1名、 従業員24名	当社従業員19名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 75,000株	普通株式 247,000株	普通株式 103,000株	普通株式 76,000株	普通株式 33,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成14年3月30日	平成18年3月31日	平成19年3月30日	平成20年3月31日	平成20年11月14日	平成21年6月30日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役または従業員であること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社もしくは子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社もしくは子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	-	-	-	-	-	自平成21年6月30日 至平成23年6月30日
権利行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成22年1月1日付の株式分割(1:2)を考慮し、調整後の数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。また、株式数及び権利行使価格は、平成22年1月1日付の株式分割(1:2)を考慮し、調整後の数及び価格を記載しております。

ストック・オプションの数

	提出会社					
	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前(株)						
前事業年度末	16,000	173,000	55,000	71,000	33,000	-
付与	-	-	-	-	-	8,000
失効	-	3,000	2,000	-	-	1,000
権利確定	-	-	-	-	-	-
未確定残	16,000	170,000	53,000	71,000	33,000	7,000
権利確定後(株)						
前事業年度末	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	-

単価情報

	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格(円)	50	80	500	870	980	3,500
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	1,696

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度(平成22年3月期)に付与された第6回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第6回新株予約権
株価変動性(注)1	41.5%
予想残存期間(注)2	2年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	1.455%

(注)1. 当社株式は平成21年4月に上場したため、第6回新株予約権の評価単価の見積時点では2年分の株価情報が存在しておらず「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針第12項(2)」により当社の株価情報を基礎としつつ、当社と類似する企業に関する株価変動性を見積りを用いて不足する情報を補い、算定しております。

2. 合理的な見積りにより、2年間としております。

3. 平成21年3月期の配当実績額で算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りを用いて算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 3,041千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社					
種類	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名、 従業員6名	当社取締役 4名、 従業員20名	当社取締役 2名、 監査役1名、 従業員14名	当社取締役 1名、 監査役1名、 従業員16名	当社監査役 1名、 従業員24名	当社従業員19名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 75,000株	普通株式 247,000株	普通株式 103,000株	普通株式 76,000株	普通株式 33,000株	普通株式 8,000株
付与日	平成14年3月30日	平成18年3月31日	平成19年3月30日	平成20年3月31日	平成20年11月14日	平成21年6月30日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役または従業員であること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社もしくは子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 株式公開日から1年間経過することを行使期間開始の条件とする。	権利行使時に当社もしくは子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	-	-	-	-	-	自平成21年6月30日 至平成23年6月30日
権利行使期間	自平成16年3月22日 至平成24年3月21日	自平成20年4月1日 至平成28年2月28日	自平成21年4月1日 至平成29年2月21日	自平成22年4月1日 至平成30年3月31日	自平成22年11月15日 至平成30年10月31日	自平成23年7月1日 至平成31年5月28日

会社名	提出会社
種類	第7回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員20名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 2,600株
付与日	平成22年6月30日
権利確定条件	権利行使時に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していること。 発行日から2年間経過することを行使期間開始の条件とする。
対象勤務期間	自平成22年6月30日 至平成24年6月30日
権利行使期間	自平成24年7月1日 至平成32年5月13日

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、その株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	提出会社					
	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前(株)						
前事業年度末	16,000	170,000	53,000	71,000	33,000	7,000
付与	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	1,000	-
権利確定	16,000	170,000	53,000	71,000	32,000	-
未確定残	-	-	-	-	-	7,000
権利確定後(株)						
前事業年度末	-	-	-	-	-	-
権利確定	16,000	170,000	53,000	71,000	32,000	-
権利行使	3,200	45,000	4,000	5,000	-	-
失効	-	-	-	20,000	1,000	-
未行使残	12,800	125,000	49,000	46,000	31,000	-

	提出会社 第7回 新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	-
付与	2,600
失効	100
権利確定	-
未確定残	2,500
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回 新株引受権	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格(円)	50	80	500	870	980	3,500
行使時平均株価 (円)	2,005	1,806	1,853	1,543	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	1,696

	第7回 新株予約権
権利行使価格(円)	2,110
行使時平均株価 (円)	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	885

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度(平成23年3月期)に付与された第7回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法      ブラック・ショールズ式  
主な基礎数値及び見積方法

	第7回新株予約権
株価変動性(注)1	48.7%
予想残存期間(注)2	5.94年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	0.391%

(注)1. 当社株式は平成21年4月に上場したため、第7回新株予約権の評価単価の見積時点では5.94年分の株価情報が存在しておらず「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針第12項(2)」により当社の株価情報を基礎とし算定しております。

2. 合理的な見積りにより、5.94年間としております。

3. 平成22年3月期の配当実績額で算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債利回りを用いて算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

( 税効果会計関係 )

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">21,793</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">12,984</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">11,392</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">1,817</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">47,987</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">62,816</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">13,146</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">4,099</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産超過額</td> <td style="text-align: right;">2,752</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">31</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">82,846</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	賞与引当金	21,793	未払費用	12,984	未払事業税	11,392	貸倒引当金	1,817	合計	47,987			繰延税金資産(固定)	(千円)	減価償却超過額	62,816	退職給付引当金	13,146	投資有価証券評価損	4,099	一括償却資産超過額	2,752	その他	31	合計	82,846	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産(流動)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">29,630</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">12,349</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">13,170</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">644</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55,794</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(固定)</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">59,698</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">19,944</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">4,099</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">1,439</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産超過額</td> <td style="text-align: right;">1,368</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">491</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">87,042</td> </tr> </table>	繰延税金資産(流動)	(千円)	賞与引当金	29,630	未払費用	12,349	未払事業税	13,170	貸倒引当金	644	合計	55,794			繰延税金資産(固定)	(千円)	減価償却超過額	59,698	退職給付引当金	19,944	投資有価証券評価損	4,099	資産除去債務	1,439	一括償却資産超過額	1,368	その他	491	合計	87,042
繰延税金資産(流動)	(千円)																																																										
賞与引当金	21,793																																																										
未払費用	12,984																																																										
未払事業税	11,392																																																										
貸倒引当金	1,817																																																										
合計	47,987																																																										
繰延税金資産(固定)	(千円)																																																										
減価償却超過額	62,816																																																										
退職給付引当金	13,146																																																										
投資有価証券評価損	4,099																																																										
一括償却資産超過額	2,752																																																										
その他	31																																																										
合計	82,846																																																										
繰延税金資産(流動)	(千円)																																																										
賞与引当金	29,630																																																										
未払費用	12,349																																																										
未払事業税	13,170																																																										
貸倒引当金	644																																																										
合計	55,794																																																										
繰延税金資産(固定)	(千円)																																																										
減価償却超過額	59,698																																																										
退職給付引当金	19,944																																																										
投資有価証券評価損	4,099																																																										
資産除去債務	1,439																																																										
一括償却資産超過額	1,368																																																										
その他	491																																																										
合計	87,042																																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.0%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.8%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%	住民税均等割等	0.1%	その他	0.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.8%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.5%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43.4%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%	住民税均等割等	0.1%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4%																																		
法定実効税率	40.7%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%																																																										
住民税均等割等	0.1%																																																										
その他	0.0%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.8%																																																										
法定実効税率	40.7%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%																																																										
住民税均等割等	0.1%																																																										
その他	0.1%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.4%																																																										

( 持分法損益等 )

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)  
関連会社につきましては、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

( 資産除去債務関係 )

当事業年度末(平成23年3月31日)  
当会計年度におきましては、金額的重要性が低いため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、携帯電話等向けのアプリケーション開発、データベースの構築及びそれらを組合わせたサービスの開発と提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の氏名又は名称	売上高(千円)
K D D I 株式会社	2,284,821

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容 又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,851	通信業	被所有 直接 11.4	販売先	サービス、アプリケーションの開発・提供	1,695,413	売掛金	188,882
							手数料の支払い	27,349	未払金	9,703

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記企業への販売については、当社希望価格を提示し、一般取引先と同様の取引における条件等を勘案して、価格交渉の上その都度決定しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容 又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主要株主	KDDI株式会社	東京都千代田区	141,851	通信業	被所有 直接 11.1	販売先	サービス、アプリケーションの開発・提供	2,284,821	売掛金	268,846
							手数料の支払い	13,863	未払金	3,501

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記企業への販売については、当社希望価格を提示し、一般取引先と同様の取引における条件等を勘案して、価格交渉の上その都度決定しております。



( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	682.78円	1株当たり純資産額	821.77円
1株当たり当期純利益金額	123.59円	1株当たり当期純利益金額	156.97円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	108.39円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	141.47円
<p>当社は、平成22年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下の通りとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 361.30円 1株当たり当期純利益金額 105.28円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権等の残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>			

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	259,680	335,008
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	259,680	335,008
期中平均株式数(株)	2,101,134	2,134,202
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	294,680	233,912
(うち新株予約権)	(294,680)	(233,912)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第6回新株予約権(新株予約権の数35個)	会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第6回新株予約権(新株予約権の数35個) 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第7回新株予約権(新株予約権の数25個)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>1. ストック・オプションとしての新株予約権の付与 当社は平成22年5月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求める議案を、平成22年6月22日開催予定の当社第10回定時株主総会に付議することを決議いたしました。</p> <p>(1)新株予約権を発行する理由 従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものとします。</p> <p>(2)新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとします。</p> <p>(3)新株予約権の割当日 平成22年6月30日</p> <p>(4)新株予約権の内容 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式2,600株。 なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。</p> <p>新株予約権の総数 26個。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。)</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 またはその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)にに定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。</p>	<p>1. ストック・オプションとしての新株予約権の付与 当社は平成23年4月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求める議案を、平成23年6月22日開催予定の当社第11回定時株主総会に付議することを決議いたしました。</p> <p>(1)新株予約権を発行する理由 従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものとします。</p> <p>(2)新株予約権の払込金額 金銭の払込みを要しないものとします。</p> <p>(3)新株予約権の割当日 平成23年6月30日</p> <p>(4)新株予約権の内容 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式10,000株。 なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができます。</p> <p>新株予約権の総数 100個。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。)</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 またはその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)にに定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とします。</p>

<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）に属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。</p> <p>また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 新株予約権発行の日後2年を経過した日を始期として平成32年5月13日まで</p>	<p>行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）に属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。</p> <p>また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 割当日の翌日から2年を経過した日を始期として平成33年4月26日まで</p>

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p> <p>新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p> <p>新株予約権の行使の条件 ( ) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>( ) 新株予約権者またはその相続人は、次の割合の数(ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。)を上回らない場合に行使できます。</p> <p>割当日から2年間経過以降(3年目) 20% 割当日から3年間経過以降(4年目) 40% 割当日から4年間経過以降(5年目) 60% 割当日から5年間経過以降(6年目) 80% 割当日から6年間経過以降(7年目) 100%</p> <p>新株予約権の取得事由及び取得の条件 ( ) 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。</p> <p>( ) 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。</p>	<p>増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。</p> <p>新株予約権の行使の条件 ( ) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できます。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>( ) 新株予約権者またはその相続人は、次の割合の数(ただし、計算した株式数が1単位の株式数の整数倍でない場合は、1単位の整数倍に切り上げた株式数とします。)を上回らない場合に行使できます。</p> <p>割当日から2年間経過以降(3年目) 20% 割当日から3年間経過以降(4年目) 40% 割当日から4年間経過以降(5年目) 60% 割当日から5年間経過以降(6年目) 80% 割当日から6年間経過以降(7年目) 100%</p> <p>新株予約権の取得事由及び取得の条件 ( ) 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得します。</p> <p>( ) 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権を無償で取得します。</p>

<p>前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)</p>
<p>組織再編成時の取扱い 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、 に準じて決定します。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p> <p>ヘ 新株予約権の行使の条件 に準じて決定します。</p> <p>ト 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件 に準じて決定します。</p> <p>(5)細目事項 新株予約権に関する細目事項は、新株予約権の発行の取締役会で決定します。</p>	<p>組織再編成時の取扱い 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とします。</p> <p>ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、 に準じて決定します。</p> <p>ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>ホ 新株予約権を行使することができる期間 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。</p> <p>ヘ 新株予約権の行使の条件 に準じて決定します。</p> <p>ト 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件 に準じて決定します。</p> <p>(5)細目事項 新株予約権に関する細目事項は、新株予約権の発行の取締役会で決定します。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		ウタゴエ(株)	1,530	36,700
		計	1,530	36,700

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	期末減価償 却累計額又 は償却累計 額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	12,340	3,197	-	15,538	3,636	2,274	11,902
工具、器具及び備品	28,942	4,239	3,779	29,403	22,767	3,155	6,635
リース資産	6,378	-	-	6,378	2,232	1,275	4,145
有形固定資産計	47,661	7,437	3,779	51,319	28,636	6,705	22,683
無形固定資産							
ソフトウェア	160,293	365,033	109,063 (180)	416,264	64,442	91,618	351,822
ソフトウェア仮勘定	121,119	413,627	364,429	170,317	-	-	170,317
電話加入権	72	-	-	72	-	-	72
無形固定資産計	281,485	778,661	473,492 (180)	586,654	64,442	91,618	522,212

(注) 1 「当期減少額」欄の( )は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア 自社利用ソフトウェア 365,033千円

ソフトウェア仮勘定 自社利用ソフトウェア 413,627千円

3 当期減少額の主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア 償却完了による減少 101,026千円

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェア完成による減少 364,429千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

リース債務の金額が、負債及び純資産の合計金額の100分1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	6,900	4,030	6,900	-	4,030
賞与引当金	53,559	72,819	53,559	-	72,819
役員賞与引当金	16,604	21,049	16,604	-	21,049

【資産除去債務明細表】

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	156
預金 普通預金	1,060,684
小計	1,060,684
合計	1,060,840

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
KDDI株式会社	282,038
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	116,504
京セラコミュニケーションシステム株式会社	25,051
ソフトバンクモバイル株式会社	5,339
株式会社アムラックストヨタ	1,528
その他	28,529
合計	458,992

(注) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社及び京セラコミュニケーションシステム株式会社に対する売掛金は、コンテンツビジネスにおける一般ユーザーが支払う情報提供料の回収を、各社が代行しているものが含まれております。また、ソフトバンクモバイル株式会社に対する売掛金は、コンテンツビジネスにおける一般ユーザーが支払う情報提供料債権を、同社に譲渡したことによるものであります。

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
426,363	3,116,272	3,083,643	458,992	87.0	51.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

仕掛品

品目	金額(千円)
ソフトウェア及びアプリケーション	4,930
合計	4,930

買掛金

相手先	金額(千円)
ナショナルソフトウェア株式会社	28,104
メルコパワーシステムズ株式会社	27,405
株式会社ビットウェイ	18,425
株式会社メタキャスト	18,070
KDDI株式会社	13,478
その他	109,499
合計	214,984

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	110,058
事業税	32,369
住民税	23,089
合計	165,517

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	517,958	656,149	439,216	1,355,172
税引前四半期純利益 金額(千円)	97,587	130,255	29,350	334,353
四半期純利益金額 (千円)	54,929	74,058	13,532	192,487
1株当たり四半期純 利益金額(円)	26.04	34.78	6.32	89.32



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL <a href="http://www.sockets.co.jp/ir/">http://www.sockets.co.jp/ir/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第10期）（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）平成22年6月22日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月22日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第11期第1四半期）（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）平成22年8月2日関東財務局長に提出

（第11期第2四半期）（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）平成22年11月1日関東財務局長に提出

（第11期第3四半期）（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）平成23年1月28日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成22年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月7日

株式会社 ソケット  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪瀬 忠彦
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田 博信
--------------------	-------	--------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケットの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ソケットが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月8日

株式会社 ソケット  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪瀬 忠彦
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田 博信
--------------------	-------	--------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソケットの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソケットの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソケットの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ソケットが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。